

令和5年度

第5回

総

会

会議資料

令和6年3月26日

一般社団法人千葉県私立中学高等学校協会

〒260-0028

千葉県千葉市中央区新町18番地10

千葉第一生命ビルディング8階

電話043-241-7382

FAX 043-248-4021

<https://chibashigaku.jp/>

第1次補正予算書(収支)

令和05年4月1日から令和06年3月31日まで

一般社団法人 千葉県私立中学高等学校協会
一般会計

(単位：円)

科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
入会金収入	200,000	0	200,000
入会金収入	200,000	0	200,000
会費収入	79,908,800	1,453,130	81,361,930
負担金収入	79,908,800	1,453,130	81,361,930
中高連	22,152,080	362,740	22,514,820
中高連学校割@10000×63校	620,000	10,000	630,000
生徒割(全・中・中等)@360×58917名	20,990,880	219,240	21,210,120
生徒割(通)@60×11245名	541,200	133,500	674,700
県協会	46,083,600	968,050	47,051,650
県協会学校割@120000×62校	7,440,000	0	7,440,000
生徒割(全・中・中等)@120×58916名	6,996,960	72,960	7,069,920
生徒割(通)@60×11245名	541,200	133,500	674,700
振興対策費・高校割2千人以上@100000×4校	200,000	200,000	400,000
振興対策費・高校割千人以上@80000×26校	2,080,000	0	2,080,000
振興対策費・高校割千人未満@45000×32校	1,530,000	△ 90,000	1,440,000
振興対策費・中学割(一律)@20000×25校	500,000	0	500,000
振興対策費・生徒割@20×70161名	1,346,560	56,660	1,403,220
私学財団負担金・学校割@130000×87校	11,310,000	0	11,310,000
私学財団負担金・生徒割@210×70161名	14,138,880	594,930	14,733,810
保護者会	2,693,120	113,340	2,806,460
日私学保護会費(全国)@20×70162名	1,346,560	56,680	1,403,240
千葉県私学保護者会費(県)@20×70161名	1,346,560	56,660	1,403,220
教育功労者式典費・新春懇談会費	3,480,000	0	3,480,000
学校割@40000×87校(高校62校・中学25校)	3,480,000	0	3,480,000
教職員研修会	5,500,000	9,000	5,509,000
初任研参加費@35000×71名	2,800,000	△ 315,000	2,485,000
教科別研修会参加費@9000×336名	2,700,000	324,000	3,024,000
補助金収入	1,274,000	△ 50,000	1,224,000
私学教育研究所収入	824,000	△ 50,000	774,000
初任者研修費	824,000	△ 50,000	774,000
初任者研修補助金	484,000	0	484,000
教科別研修会補助金	340,000	△ 50,000	290,000
日本私立中学高等学校連合会収入	300,000	0	300,000
運営費補助金	300,000	0	300,000
私学振興大会等運営費補助金	300,000	0	300,000
日本私立小中高等学校保護者会連合会収入	100,000	0	100,000
運営費補助金	100,000	0	100,000
私学振興大会等運営費補助金	100,000	0	100,000
千葉県私立小中高等学校保護者会連合会収入	50,000	0	50,000
運営費補助金	50,000	0	50,000
私学振興大会等運営費補助金	50,000	0	50,000
雑収入	6,052,000	5,000,000	11,052,000
雑収入・受取利息収入	550,000	5,000,000	5,550,000

科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額
雑収入・銀行預金利子	550,000	5,000,000	5,550,000
利子	200,000	0	200,000
雑収	150,000	5,000,000	5,150,000
チエル販売支援金	200,000	0	200,000
他会計からの繰入額	5,502,000	0	5,502,000
他会計からの繰入額	5,502,000	0	5,502,000
事業活動収入計	87,434,800	6,403,130	93,837,930
2. 事業活動支出			
事業経費支出	99,622,760	△ 1,957,440	97,665,320
負担金使用料支出	55,812,200	482,560	56,294,760
中高連	22,152,080	369,220	22,521,300
日本私立中高連会費	22,152,080	369,220	22,521,300
保護者会	2,693,120	113,340	2,806,460
日私学保連会費	1,346,560	56,680	1,403,240
千葉県私学保護者会費	1,346,560	56,660	1,403,220
事務室使用料	3,018,000	0	3,018,000
私学財団負担金	27,949,000	0	27,949,000
研修会費支出	9,474,000	△ 590,000	8,884,000
理事長・校長	1,300,000	0	1,300,000
年1回開催研修会の補助研修・研究	1,200,000	0	1,200,000
地区校長会議会費	100,000	0	100,000
教職員	7,024,000	△ 590,000	6,434,000
教職員研修委員会会議費	150,000	0	150,000
初任者研修開催経費（集録含む）	3,684,000	△ 290,000	3,394,000
教科別研修会開催経費	3,040,000	△ 300,000	2,740,000
養護教諭研修会開催経費	150,000	0	150,000
副校長教頭	1,000,000	0	1,000,000
会議費	700,000	0	700,000
県外研修補助	300,000	0	300,000
事務長	150,000	0	150,000
委員会費支出	300,000	0	300,000
生徒収容対策	250,000	0	250,000
生徒指導	50,000	0	50,000
研究費支出	50,000	0	50,000
経営対策	50,000	0	50,000
会議費	50,000	0	50,000
渉外費支出	6,106,560	△ 1,850,000	4,256,560
振興対策	6,106,560	△ 1,850,000	4,256,560
請願・陳情等の渉外経費	606,560	△ 350,000	256,560
千葉県私学振興大会経費	5,500,000	△ 1,500,000	4,000,000
広報費支出	7,100,000	0	7,100,000
広報費	7,100,000	0	7,100,000
参考資料	100,000	0	100,000
広報活動経費	7,000,000	0	7,000,000
表彰費支出	3,680,000	0	3,680,000
表彰費	3,680,000	0	3,680,000
表彰式典費	2,175,000	0	2,175,000
新春懇談経費	1,305,000	0	1,305,000
協会表彰経費	200,000	0	200,000

科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額
クラブ・競技会運営費支出	1,100,000	0	1,100,000
補助	1,100,000	0	1,100,000
サッカー大会補助金	100,000	0	100,000
硬式テニス大会補助金	100,000	0	100,000
ソフトテニス大会補助金	100,000	0	100,000
ソフトボール大会補助金	100,000	0	100,000
卓球大会補助金	100,000	0	100,000
バレーボール大会補助金	100,000	0	100,000
剣道大会補助金	100,000	0	100,000
柔道大会補助金	100,000	0	100,000
バドミントン大会補助金	100,000	0	100,000
吹奏楽大会補助金	100,000	0	100,000
その他大会補助金	100,000	0	100,000
私立中学校振興対策広報費支出	9,000,000	0	9,000,000
私学フェア事業費支出	7,000,000	0	7,000,000
管理経費支出	9,397,000	0	9,397,000
会議費支出	2,900,000	0	2,900,000
会議費	1,900,000	0	1,900,000
総会等諸会議	1,900,000	0	1,900,000
会議旅費	1,000,000	0	1,000,000
旅費交通費支出	1,000,000	0	1,000,000
出張旅費	1,000,000	0	1,000,000
印刷製本費支出	1,820,000	0	1,820,000
印刷製本費	1,820,000	0	1,820,000
私立学校名簿印刷	80,000	0	80,000
私学要覧印刷	40,000	0	40,000
その他印刷製本費	1,700,000	0	1,700,000
図書費支出	300,000	0	300,000
図書費	300,000	0	300,000
その他図書費	300,000	0	300,000
通信運搬費支出	1,210,000	0	1,210,000
通信運搬費	1,210,000	0	1,210,000
連絡用荷物発送	800,000	0	800,000
電話料	320,000	0	320,000
振込等手数料	40,000	0	40,000
インターネット回線通信料等	50,000	0	50,000
什器備品費支出	200,000	0	200,000
消耗品費支出	150,000	0	150,000
慶弔費支出	1,000,000	0	1,000,000
雑支出	817,000	0	817,000
雑費	817,000	0	817,000
新公益法人会計ソフト等	72,000	0	72,000
その他雑費	185,000	0	185,000
教員希望者登録経費	560,000	0	560,000
事業活動支出計	109,019,760	△ 1,957,440	107,062,320
事業活動収支差額	△ 21,584,960	8,360,570	△ 13,224,390
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
投資活動収入計	0	0	0

科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額
2. 投資活動支出			
投資活動支出計	0	0	0
投資活動収支差額	0	0	0
Ⅲ 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
Ⅳ 予備費支出	1,000,000	0	1,000,000
当期収支差額	△ 22,584,960	8,360,570	△ 14,224,390
前期繰越収支差額	64,848,483	7,639,501	72,487,984
次期繰越収支差額	42,263,523	16,000,071	58,263,594

令和5年度 特別会計
高校生徒奨学金事業補正予算書（案）
（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

収入の部

科 目			補正前予算額	補正額	補正後予算額	備 考
大 科 目	中 科 目	小 科 目				
事 業 費			35,000,000	△ 5,800,000	29,200,000	
	第一種奨学金貸付事業	返 還 金	3,000,000	1,200,000	4,200,000	
	第二種奨学金貸付事業	返 還 金	32,000,000	△ 7,000,000	25,000,000	
雑 収 入	そ の 他	返 還 金	0	0	0	
	受 取 利 息	銀行預金利子	0	0	0	利息は一般会計へ振替
当 期 収 入 合 計 (A)			35,000,000	△ 5,800,000	29,200,000	
前 期 繰 越 収 支 差 額			148,370,057	0	148,370,057	
収 入 合 計 (B)			183,370,057	△ 5,800,000	177,570,057	

支出の部

科 目			補正前予算額	補正額	補正後予算額	備 考
大 科 目	中 科 目	小 科 目				
国庫返還事業	国庫返還金	国・県返還金	60,000	0	60,000	※1
寄 附	特 定 寄 附	特 定 寄 附	100,000,000	0	100,000,000	※2
事 務 経 費			10,246,200	0	10,246,200	
	事 務 費		591,000	0	591,000	
		会 議 費	0	0	0	会議費・選考委員実費弁償(理事会報告)
		旅 費 ・ 交 通 費	1,000	0	1,000	事務連絡旅費
		通 信 費	500,000	0	500,000	切手・はがき・送料・電話料・郵便局自動引落し手数料
		消 耗 品 費	20,000	0	20,000	印刷カートリッジ等
		印 刷 費	60,000	0	60,000	封筒印刷・請求書印刷用紙・コピー代等
		雑 費	10,000	0	10,000	ゴム印代・銀行残高証明発行手数料・印紙代等
	人 件 費		5,502,000	0	5,502,000	※3 中高協会一般会計へ振替
		人 件 費	4,622,000	0	4,622,000	
		法 定 福 利 費	880,000	0	880,000	
	電 算 費		1,003,200	0	1,003,200	
		電 算 保 守 料	844,800	0	844,800	奨学金システム年間保守・修繕費(消費税込) (55,000円×12ヶ月)×10%
		サーバ保守料	158,400	0	158,400	奨学金管理サーバ年間保守・修繕費(消費税込) (10,000円×12ヶ月)×10%
	委 託 費		3,150,000	0	3,150,000	
		税 理 士 報 酬	150,000	0	150,000	税理士委託料・相談料(源泉所得税含む)
		弁 護 士 報 酬	2,000,000	0	2,000,000	※4 弁護士委託料・相談料(源泉所得税含む)
		サービサー委託	1,000,000	0	1,000,000	債権回収会社への回収業務委託
当 期 支 出 合 計 (C)			110,306,200	0	110,306,200	
当 期 収 支 差 額 (A-C)			△ 75,306,200	△ 5,800,000	△ 81,106,200	
次 期 繰 越 収 支 差 額 (B-C)			73,063,857	△ 5,800,000	67,263,857	

※1 国庫返還事業

国庫奨学金貸付事業分(平成14年度～平成16年度実施)19,440,000円については、県学事課からの指示により、全額、国と県に返還しなければならない。この資金の返還については、毎年度二種返還金の中から国庫分を支出。

※2 公益目的支出計画に伴う特定寄附

公益目的支出計画により計画が完了するまで千葉県へ3億円の特定寄附を行う。(令和2年度までに2億円寄附済み)
令和5年度末に最終回の1億円寄附予定。

※3 人件費・法定福利費について

私立中学高等学校協会一般会計へ振替(私学教育振興財団会費)の一部負担金として納入する。

※4 弁護士委託料・相談料

長期返還不履行の滞納者について、民事訴訟による債権回収を実施。

令和6年度 事業計画（案）

一般社団法人

千葉県私立中学高等学校協会

政治・経済・社会の急激な変化の中にあって私立学校を取り巻く情勢は激変してきている。私立学校の更なる発展と各学園の振興を図るため、加盟団体並びに教育関係諸団体と連絡提携並びに密接なる情報交換を行い、特に教育基本法第8条〔私立学校〕の趣旨の実現を期し生徒収容確保と私学助成予算確保を中心に積極的に事業活動を推進する。

1 私立学校教育に関する調査研究事業

私立学校の健全な育成発展を図るため、私立学校の教育及び経営、管理、運営に関する問題の調査研究を行う。特に私立学校をめぐる環境は依然として厳しい状況であり、とりわけ学齢人口の減少から発する諸要因が充足率や収支状況等に大きな影響を及ぼしてきている。については私立学校の経営の健全化のため生徒収容確保実現に向け組織体制を一層強化させ必要な対策を講ずる。

特に、「千葉県総合教育会議」、「第3期千葉県教育振興基本計画」、「県立学校改革推進プラン・第1次実施プログラム」を踏まえて、公私が協調・共存して公教育の充実に努められるよう私立学校の立場から検討を行い、必要に応じて意見表明等を行う。

1.1 当協会並びに小学校協会と連携し、活動の推進のため必要な基礎資料を整備する。本年度も次の調査・研究資料の収集及び報告書の作成を行う。

- ①私立中学高等学校実態調査の実施について
- ②都道府県私学助成状況調査の実施について
- ③千葉県私立中学高等学校協会名簿、千葉県私立学校名簿の作成
- ④調査研究資料の収集
- ⑤その他、必要に応じて行う調査の企画・実施

1.2 私立学校に関する制度の研究対策

- ①私立学校に関する法令、制度の検討を行い、必要に応じ対策を講じる。
- ②学校の評価及び情報提供は学校評価結果の公表により、学校や教職員にとって外部からの意見を取り入れる良い機会になるとともに、保護者等にとっても、選択的に学校を進学するための検討を行う上で重要な資料となり、そのメリットは学校の教職員や児童生徒が享受できる。評価結果を今後の改善方策や具体的取組に反映できる。については、理事長・学校長への資料収集・提供(例えば自己評価・学校関係者評価の報告書の収集)や調査研究・情報交換を行い、積極的に私立学校としての自己評価ができるよう取組支援を実施する。そして、近い将来実施されるであろう第三者評価に結びつけていきたい。
- ③国の推進する「令和の日本型学校教育」の構築に向けたスクールミッションの再定義、スクールポリシーの策定、普通科改革・専門学科改革並びにICT活用等の諸問題への対応検討を行い、必要に応じ対策を講じる。
- ④新しい時代に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革や教育、労働関係法令、学校法人会計基準等について研修会の実施
- ⑤学校法人のガバナンスの強化に向けた私立学校法の改正の方向性について、官公庁・関係団体と連絡し、必要に応じて情報の収集・提供を行う。

1.3 管理・運営の充実の強化

学校法人・私立中学校高等学校の管理・運営の充実・強化に関する調査・研究と成年年齢の引き下げに向けた環境整備に関する情報提供事業・研修事業を行う。

1.4 生徒収容対策に関する事項

児童・生徒の少子化による急減期に鑑み、私立・小・中・高等学校に対する有効適切な対策が樹立されねばならない。長期的展望に立った総合的な収容対策並びに方策を講ずるための調査並びに検討を行ない、各学園への情報提供等を強力に推進すると共に関係所轄庁に要望する。

- ①長期的な生徒減少に対応した生徒収容に関する基本方針の検討
- ②将来の人口動態と高等学校就学者の予測に関する調査結果の報告
- ③中学校・高等学校生徒減少期の生徒収容に関する検討
ア、公立高等学校協議会に意見書、要望書の提出
イ、入学者選抜方法等の検討について(公立高等学校入学者選抜方法等改善協議会を含む。)
ウ、学則定員超過校への対応について
エ、中学校の併設等について
オ、公立中高一貫教育校に対する対策
カ、通信制の現状調査と新設、併設について
- ④公立高等学校一般入学者選抜に対応した私立高等学校選抜について検討を行う。
- ⑤千葉県私学フェアの開催並びに入試情報提供に関する事項
- ⑥県立高等学校改革推進プラン・実施プログラム並びに公立高等学校入学者選抜の実施推進について、必要に応じ私学としての要望を行う。
- ⑦公立中学校長会との生徒募集対策に関する連絡並びに調整
- ⑧中高連の全国生徒収容対策会議、首都圏私学問題連絡協議会(一都三県会議)【第2回連絡協議会については各県、輪番にて開催となり本年度は千葉県が開催県となる。】・七都県高校進学問題連絡協議会等との連絡並びに調整
- ⑨私立学校審議会・公立高等学校協議会の審議の経過については理事会・総会に報告する。

1.5 私立中学校の振興に関する対策

- ①私立小学校協会と一致協力し小学校・中学校に対する私学助成の充実を図る。
- ②小中一貫教育、中高一貫教育について実態の把握並びに検討を行うとともに、小学校の接続の問題について検討を行う。
- ③今後増加することが予想される国公立中高一貫教育校の設置とその影響等について検討を行う。
- ④私立中学進学フェアの開催に向け準備検討を行う。
- ⑤その他、私立中学校に関し、当面する諸問題について検討をし、必要に応じて意見表明等の必要な対策を講ずる。

1.6 通信制高等学校の振興に関する対策

通信制高等学校に係る諸問題を検討し適切な対策を講じる。

- ② 私立通信制高等学校に対する振興策の充実について検討を行う。
②私立通信制リーフレットの刊行と他都県私学協会や通信制高等学校に千葉県私立高等学校入試申し合わせ事項の周知並びに遵守等の要請を行う。

2 私立学校の経営に関する調査研究事業

私立高等学校振興助成費補助金の国の標準単価確保は勿論のこと全国平均額堅持・拡充強化に向け具体的

な施策を行う。また、中学校及び小学校の国の標準額確保継続・更に拡充に向けて必要な方策を講ずるとともに、私立高等学校等就学支援金や奨学のための給付金、等の施策について検証し提言を行う。

また、各都道府県私学協会及び関係諸団体等と連携をとり、私学助成の現状について資料の分析調査とともに詳細な検討を行ない私学教育振興の一層の充実と振興に資する。

2.1 私立学校関係国庫補助金に関する対策

- ①私学振興助成予算の現状分析を基本として、国庫補助制度を今後とも堅持することを求めて関係団体と協力し継続発展を図る。
- ②私立高等学校等経常費助成補助金の増額
一般補助・特別補助(教育改革推進特別経費)それぞれの充実を通じて総額の拡充を図る。
- ③私学に共通する日本私立学校振興・共済事業団等の補助金の維持・拡充を図る。
- ④私立学校施設・設備の整備(耐震化等の促進、ICT教育設備整備)に対する補助の確保と増額を図る。
- ⑤私立高等学校授業料の実質無償化に向け私立高等学校等就学支援金制度の更なる改善・充実を図るとともに、就学支援金の引き上げに伴う授業料等の学校納付金のあり方について情報交換を行い共通認識を図る。
また、私立小中学校等における家計急変世帯への支援の定着と拡充を図る。
- ⑥特色ある教育研究活動並びに研修事業の充実に資するため、日本私学教育研究所補助金の拡充を図る。
- ⑦消費税増税に伴う学校法人の実質的増税について検討を行う。
- ⑧その他、生徒減少に対する補助制度の充実など私立学校に必要な補助金の確保を図る。

2.2 私学助成に係る地方交付税による財政措置に関する対策

国庫補助金同様、補助財源の確保並びに増額を図る。

私学 J E T - A L T に対する補助財源の確保とその増額を図る。

2.3 千葉県の私学助成に対する対策

私立学校の教育及び経営等の理解啓発に努め、経常費補助金の国標準額、また公立諸学校の標準教育費との格差の是正、特に公立高等学校授業料無償化による影響について調査研究をし対策を講じる。私立学校等に必要な補助金の確保・増額を図る。

- ①私立高等学校等経常費県費助成補助金の確保と増額を図る。
- ②私立高等学校入学金軽減事業、授業料減免事業並びに就学支援事業に対する補助財源の確保と増額を図る。

また、千葉県私学財団の私立高等学校等入学資金貸付制度の活用に向け連携・協力を図る。

- ③日本私立学校振興・共済事業団(共済事業)に対する県費助成補助金の確保の要望。
- ④千葉県私学教育振興財団(退職手当資金事業)に対する補助金の確保と将来に対する検討。
- ⑤中長期的視野に立った本県私立高等学校等の助成補助について研究。
- ⑥私立高等学校等の施設整備費・耐震化補助、ICT環境の整備の拡充実現のため、基礎調査の実施について各校の協力を依頼する。
- ⑦千葉県私学振興大会を開催に関する事。
- ⑧激甚災害、耐震改修・老朽校舎改修事業等の補助金の拡充を図る。
- ⑨私立高等学校等に必要な振興助成について検討を行い実現に向けて県知事等に要望する。

2.4 私立学校関係税制改正に関する対策については、関係諸団体と協力し次の項目について実現を期す。

- ①学校法人に対する税制上の優遇措置の維持、拡大を図る。
- ②私立学校生徒等の保護者に対する税制の改善を図る。

3 私立学校教職員の働き方改革に関する事業

3.1 進展する働き方改革や部活動の在り方等の学校経営に関する研究を私学経営研究会と連携して推進する。

3.2 雇用・労働に関する政策・法令についての検討研究し適切な対応を図る。

3.3 退職金制度に関する対策

①千葉県私学教育振興財団(退職手当資金事業)等との連絡提携と調査研究・研修及び調整

4 私立学校生徒の育英に関する事業

4.1 高等学校生徒奨学資金貸与に関する運営事業の実施(奨学生からの返還(回収)に関する事業)

① 貸与奨学生への返還の案内通知並びに返還困難者への返還方針の相談・提案を個別に行う。

② 再三の催告にも応じない滞納者についてはサービサー並びに弁護士への委託により回収を図る。

令和6年度の委託件数は約70件を予定。

5 私立学校教職員を対象とする研究会、講習会等の開催に関する事業

5.1 教職員の私立学校教育に関する研究会・研修会の実施

① 総会及び理事長・校長研修会議

学校教育及び私学経営に関する当面する諸問題についての研究・研修と県外教育事情視察の検討実施を図る。

② 関東地区私学教育研究集会(千葉大会)の開催

③ 副校長・教頭研修会議

④ 事務長・事務担当者研修会議

⑤ 各教科担当教諭研修会議並びに研究・研修事業

国語・社会(地歴公民)・数学・理科・英語・保健体育・情報の教科別研修会並びに養護教諭・中学校教育研修会を実施する。

注)家庭科は隔年開催

また、諸般の事情に合わせ教育諸制度と問題点(教育課程・学校経営・危機管理・国際教育交流・生活指導・学校接続問題・大学入学者選抜の改革対応・学校図書館並びに育児介護休業等)の研究会を開催し、私立学校教育振興に寄与する。

⑥ 初任者教員研修会の実施、教員経験者研修会の開催の検討並びに「教員免許更新講習」の発展的解消に関する制度改正等についての情報提供を行う。

⑦ 研修事業

在外研修・国内研修・特殊研修等の情報提供・選考並びに推薦

6 その他前条の目的を達成するために必要な事業

6.1 中・高等学校生徒の研修、育英及び健康管理に関する事業

①グローバル人材育成を推進する観点から私立中学高等学校教育の充実に資する情報の提供

②県内私立中学高等学校生徒文化・スポーツ振興対策事業の実施並びに生徒の部活動の在り方について研究・検討を行う。

③学校保健法に規定する健康診断検査項目について公立学校と同様の補助制度を確立する。

④生徒の表彰

卒業生等に対する会長名による表彰状並びに善行行為に対する表彰状の贈呈

6.2 広報活動の充実について

- ①私立小・中・高等学校の広報宣伝
 - ア)2024千葉県私学フェアの開催
 - イ)2024千葉私立中学進学フェアの開催
 - ウ)2024千葉県私立高等学校ガイドブック及び入試日程一覧の刊行
 - エ)2024千葉県知事認可の私立通信制高校リーフレットの刊行
 - オ)千葉県私立高校保護者の負担軽減に関するお知らせ(リーフレット)の刊行
- ②インターネットホームページの運営充実
(インターネットを活用して、会員校(特に理事長・校長・副校長・教頭・事務長等管理職)とのメールによる情報の提供と共有化を進め連絡提携の強化を図る。)
- ③マスコミへの情報発信の在り方や対応策を含め広報活動を精査し、情報交換会の開催等の効果的な広報活動を推進する。
- ④「全私学新聞」等の私学関係新聞への資料提供と協力
- ⑤私学教育に関する刊行物の作成配布等、広報活動の推進

6.3 加盟団体・所属各学校及び関係団体との連絡提携について

- ①千葉県総務部学事課を始め県議会・関係官公庁、千葉県教育委員会の各部・課との連絡
- ②全国私学関係諸団体との情報交換、連絡提携を強化する
日本私立小学校連合会・日本私立中学高等学校連合会・全国私学退職金団体連合会・日本私立学校振興・共済事業団・私学研修福祉会・日本私学教育研究所・日本私立小学校中学校高等学校保護者会連合会〔略称:日私学保連〕
- ③全国・県教育関係諸団体との情報交換及び、連絡提携
全国高等学校長協会・全国普通科高等学校長会・千葉県高等学校長協会・千葉県中学校長会・地域中学校進学指導連絡協議会・千葉県総合教育センター
- ④各都道府県私学団体と情報交換を密接にし、連絡提携する
- ⑤県内私立学校(各協会・団体)との情報交換、連絡提携の実施
千葉県私学教育振興財団(加盟協会を含む)・千葉県私立小中高等学校保護者会連合会
- ⑥加盟各学校との情報交換と連絡提携
- ⑦その他、青少年育成関係官庁・団体・教育団体等との連絡提携
中高連私学ボランティア基金

6.4 会議の開催について

- ①正副会長会議・理事会・総会等の開催
- ②理事長(設置者)会議の開催
- ③校長会議の開催
- ④私立学校教育の振興に関する各委員会等の充実・強化
 - ア, 正副会長会議
協会事業全体を俯瞰し検討を行い、理事会に諮り、総会で決定する。
 - イ, 生徒収容対策委員会
[千葉県公私立高等学校協議会・千葉県公立高等学校入学者選抜方法等改善協議会]
 - ウ, 教職員研修委員会
[副校長教頭会・教科別研修会・千葉県総合教育センター・千葉県高等学校教育研究会]
 - エ, 私立中学校振興対策委員会

オ, 通信制高等学校振興対策委員会

カ, 生徒文化・スポーツ振興対策委員会

[各私学大会・千葉県高等学校文化連盟・千葉県高等学校体育連盟・千葉県高等学校野球連盟・千葉県競技力向上推進本部]

キ, 私立高等学校生徒奨学金運営委員会

[公益信託成田山新勝寺交通遺児等育英基金]

ク, 広報・福祉厚生委員会

[インターネット広報委員会・千葉県私学教育振興財団（退職手当資金事業）]

ケ, 千葉県私学フェア実行委員会

コ, その他、他団体への派遣役員

-----いずれかの委員会に属し、協会会員一丸となり積極的に諸事業を推進する。

また、各委員会の傘下の所管委員会等についても調整・掌握し事業を推進する。

(但し、総務委員会は正副会長をもって、私立高等学校生徒奨学金運営員委員会は生徒奨学金業務運営委員会規定により構成する。)

⑤その他重要事項についての臨時会議の開催

⑥全国私立学校の研修会並びに関東ブロック校長研修会等の主管・参加協力

6.5 私学教員希望者の名簿登録に関すること

協会会員校が新たに教員を採用する際の資料として教員希望者の情報を提供することを目的とし充実を図る。

①千葉県私立学校教員希望登録履歴書委託制度の実施

②教員採用.jpによる登録システムの実施

6.6 危機管理と防災・感染症対策について周知を図ること

地震、台風(暴風雨)、集中豪雨(線状降水帯による豪雨)、大雪、火山噴火などの自然災害や原子力災害をはじめとする事故災害、また、ウイルス感染症に対し、迅速かつ適切に対応するため、計画的な防災・感染症対策を検討し推進する。

危機管理や防災・感染症教育の充実や研究調査活動に支援と協力を行い、また各関係方面との確な連携・協力体制の確立を図る。また、復旧・復興、に関する方策についての協力策を講じる。

6.7 その他、本会の目的達成のために必要な事項

①当協会の一般社団法人の組織・運営について適切に対処するとともに、今後の方向性を県内私学団体ならびに都道府県私学協会と連絡を密にし検討を行う。

千葉県私立中学高等学校協会 生徒表彰要項（改正案）

（目 的）

第1条 この要項は、一般社団法人千葉県私立中学高等学校協会（以下「協会」という。）が行う生徒表彰（以下「表彰」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（表彰の区分）

第2条 表彰は、千葉県内の私立の中学校・高等学校・中等教育学校に在籍する生徒又はこれらの者の団体を対象に、次の各号に掲げる区分により行う。

（1）優秀生徒表彰

在学中に、学業、クラブ活動等に優秀な成績を修め、かつ、生徒としての品位のある生活を送り、他の生徒の模範となった当該年度に卒業する生徒。

（2）青少年善行表彰

社会的称賛を受ける善行があり、かつ生徒としての品位のある生活を送り、他の生徒の模範となった生徒又は団体。なお、一時的行為である善行に対しては当該学年時における表彰を認める。ただし、それらの善行について既に国・県・団体等から表彰を受けている生徒又は団体を除く。

また、社会的貢献を主眼とするクラブ活動や、学内での活動の一環として行われた行為についても除くものとする。

（表彰人員）

第3条 表彰者は、前条(1)については原則として各校1名とし、(2)については原則として全県で5名(団体)以内とする。

（表彰対象者・団体の申請）

第4条 学校長は、生徒が第2条(1)に該当し表彰を受けようとする場合には「千葉県私立中学高等学校優秀生徒表彰交付申請書」（別記様式1）を、第2条(2)に該当し表彰を受けようとする場合には「千葉県私立学校青少年善行表彰推薦書」（別記様式2）を、千葉県私立中学高等学校協会会長あて提出するものとする。

（表彰者の決定）

第5条 前条の規定により申請又は推薦があった者について、協会正副会長会議にて表彰の可否について決定するものとする。

（表彰の方法）

第6条 表彰は表彰状の授与をもって行う。

（表彰の時期）

第7条 表彰は、原則として学校の卒業式に行うものとする。

附 則

- 1 この要項は令和2年12月1日から施行する。
- 2 「千葉県私立中学高等学校協会表彰要項」「千葉県私立高等学校生徒青少年善行賞表彰要項」は廃止する。
- 3 令和5年3月28日 改正（2条、4条）
- 4 令和6年3月26日 改正（2条2項）

令和6年度 研修事業計画（案）

一般社団法人
千葉県私立中学高等学校協会

（1）第35回 教科別研修会

国語	渋谷教育学園幕張高等学校
社会(地歴公民)	芝浦工業大学柏高等学校
数学	光英 VERITAS 高等学校
理科	成田高等学校
英語	和洋国府台女子高等学校
家庭	翔凜高等学校
保健体育	日本大学習志野高等学校
情報	千葉黎明高等学校
中学校研修	千葉日本大学第一中学校
養護	私学代表幹事担当

担当校一覧表（別添）を参照

（2）第40回 私立学校初任者研修千葉地区研修会

主催	一般財団法人 日本私学教育研究所
後援	日本私立中学高等学校連合会
実施	一般社団法人 千葉県私立中学高等学校協会
会期	3日間
開催期日	令和6年6月4日（火）～6日（木）
開催場所	ホテル グリーンタワー幕張
参加対象	千葉県私立中学校・高等学校新規採用教員 公立学校等退職者の新規採用者を含む、新任者から経験年数5年程度の初任教員を対象に、私学教員が最初に学ぶべき重要な課題や各地域の教育事情に沿った研修を行う。
参加人員	70名
参加会費	別途定める。
参考	最近の開催実績

年度	回数	期 間	研 修 会 場	参加人員	学校数
29	33	6月19日～21日		79	36
30	34	6月4日～6日		95	33
令和元	35	6月3日～5日		86	34
2	36	6月2日～4日		新型コロナ	中止
3	37	6月1日～3日		72	34
4	38	6月7日～9日		63	35
5	39	6月6日～8日		71	34
総 数				3,014	

(3) 第68回 私学経営研修会・福島大会

主催	一般財団法人 日本私学教育研究所
後援	福島県私学協会・日本私立中学高等学校連合会
会期	令和6年6月6日(木)～2日(金)の2日間
会場	福島県 石川郡石川町 八幡屋
研究目標	教育のフロントランナーを目指す～新たな価値を生み出す経営戦略とは～

(4) 第72回 全国私学教育研究集会・大分大会

主催	一般財団法人 日本私学教育研究所
担当実施	九州地区私立中学高等学校協議会・大分県私立中学高等学校協会 ・日本私立中学高等学校連合会
会期	令和6年10月31日(木)～11月1日(金)の2日間
会場	大分県 大分市 iichiko 総合文化センターiichiko グランシアタ他
研究目標	「新しい時代の創造に向けた私学の挑戦～多様性と包括性の実現に向けて～」

(5) 第56回 関東地区私学教育研究集会・校長研修会・千葉大会

主催	一般財団法人日本私学教育研究所
担当実施	関東地区私立中学高等学校協議会、千葉県私立中学高等学校協会
会期	令和6年10月22日(火) 13時～16時30分
会場	ホテルポートプラザちば
研究目標	未定

(6) 千葉県子どもと親のサポートセンター主催研修講座「(小・中・高等学校)生徒指導リーダー育成研修」

令和6年度においても希望調査し継続推薦する。私立学校枠の決定は4月以降となる。

令和5年度においては、高等学校3名、小学校2名、計5名の参加をする。

(7) 福祉教育推進指定校

令和6年度一千葉学芸高等学校、翔凜中学校、国府台女子学院小学部で今後、調整。

参 考

一般社団法人 千葉県私立中学高等学校協会 主催行事

1. 2024 千葉私立中学進学フェア(第10回)
令和6年6月16日(日) / 千葉工業大学 津田沼キャンパス
2. 2024 千葉県私学フェア(第29回)
令和6年9月16日(月) [敬老の日] / 幕張メッセ 国際会議場
3. 千葉県私学振興大会(第21回)
令和6年10月12日(土) / 幕張メッセ 国際会議場
4. 私学吹奏楽大会 (バンドクリニック・第16回)
令和6年6月17日(月) / 君津市民文化ホール
5. 私学吹奏楽大会(通算第18回)
令和7年2月20日(木) / 君津市民文化ホール
6. 首都圏私学問題連絡協議会(第1回) / 七都県高校進学問題協議会
令和6年6月18日(火) / アルカディア市ヶ谷
7. 首都圏私学問題連絡協議会(第2回)-----千葉県担当
令和6年11月12日(木) / 千葉県千葉市 ホテルポートプラザちば

正副会長にて対応

日本私立中学高等学校連合会 主催行事

- 私学振興全国大会
令和6年11月6日(水) / 文京シビックホール

公益財団法人 千葉県私学教育振興財団 主催行事

1. 第55回千葉県私学教育功労者表彰式典
令和6年12月7日(土) / アパホテル&リゾート<東京ベイ幕張>
2. 2024年新春懇談会
令和7年1月10日(金) / ホテル・ザ・マンハッタン

■千葉県私立小・中・高等学校保護者連合会 関連行事 -----保護者会の役員にて対応

1. 日本私立小学校・中学校・高等学校保護者会連合会 総会・研修会 静岡大会
令和6年7月18日(木)~19日(金) / 静岡県 静岡市 ホテルアソシア静岡
2. 関東地区私学保護者会連合会 理事会(代表者会)
令和6年6月28日(金) / 群馬県 前橋市 ホテルラシネーネ新前橋
3. 関東地区私学保護者会連合会 代表者会及び研修会・群馬大会
令和6年8月30日(金) / 群馬県 前橋市 ホテルラシネーネ新前橋
4. 日本私立小学校・中学校・高等学校保護者会連合会 青少年育成研修会
令和6年11月15日(金)~16日(土) / 東京都 アルカディア市ヶ谷

■千葉県高等学校長協会 関係 関連行事

1. 全国高等学校長会協会 総会
令和6年5月22日(水)～23日(木)／大宮ソニックシティホール
2. 千葉県高等学校長協会 春季総会・研究協議会
令和6年6月7日(金)／ 県立千葉高等学校
3. 千葉県高等学校長協会 秋季総会・研究協議会
令和6年11月12日(火)／ 県立千葉女子高等学校

周年行事・記念式典等の予定状況

※仮称・予定・案を含む。案内先を地域限定等する場合もあり。

茂原北陵高等学校 創立125周年記念式典・祝賀会
期日：令和6年10月26日(土) 10:00～
場所：茂原北陵高等学校 体育館

日出学園 創立90周年記念式典
期日：令和6年11月2日(土) 時間未定
場所：日出学園アリーナ1
※ 学園関係者で執り行う予定

教科別研修会 担当校一覧表 (年度別)

教科	2年度担当校																				決定済		(案)	
	第15年度	第16年度	第17年度	第18年度	第19年度	第20年度	第21年度	第22年度	第23年度	第24年度	第25年度	第26年度	第27年度	第28年度	第29年度	第30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		令和7年度
国語	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓
社会(地歴公民)	愛国学院	愛国学院	愛国学院	愛国学院	愛国学院	愛国学院	愛国学院	愛国学院	愛国学院	愛国学院	愛国学院	愛国学院	愛国学院	愛国学院	愛国学院	愛国学院	愛国学院	愛国学院	愛国学院	愛国学院	愛国学院	愛国学院	愛国学院	愛国学院
数学	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓
理科	愛国学院	愛国学院	愛国学院	愛国学院	愛国学院	愛国学院	愛国学院	愛国学院	愛国学院	愛国学院	愛国学院	愛国学院	愛国学院	愛国学院	愛国学院	愛国学院	愛国学院	愛国学院	愛国学院	愛国学院	愛国学院	愛国学院	愛国学院	愛国学院
英語	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓
家庭	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓
保健体育	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓
情報	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓
養護教諭	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓

(注 意)

基本方針：開校後の準備の都合を考慮、2年前の総会の議、担当校を決定する。

家庭科研修会は、近年の参加者数の減少から隔年にて実施する方向に変更。

令和2年度の実施については、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ中止した。令和2年度開催担当校は、令和3年度開催担当校とする。

収支予算書(収支)

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

一般社団法人 千葉県私立中学高等学校協会

一般会計

(単位：円)

科 目	予算額	前年度補正後予算額	増 減
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
入会金収入	[0]	[200,000]	[△ 200,000]
入会金収入	0	200,000	△ 200,000
会費収入	[82,817,930]	[81,361,930]	[1,456,000]
負担金収入	(82,817,930)	(81,361,930)	(1,456,000)
中高連	22,514,820	22,514,820	0
中高連学校割@10000×63校	630,000	630,000	0
生徒割(全・中・中等)@360×58917名	21,210,120	21,210,120	0
生徒割(通)@60×11245名	674,700	674,700	0
県協会	47,051,650	47,051,650	0
県協会学校割@120000×62校	7,440,000	7,440,000	0
生徒割(全・中・中等)@120×58916名	7,069,920	7,069,920	0
生徒割(通)@60×11245名	674,700	674,700	0
振興対策費・高校割2千人以上@100000×4校	400,000	400,000	0
振興対策費・高校割千人以上@80000×26校	2,080,000	2,080,000	0
振興対策費・高校割千人未満@45000×32校	1,440,000	1,440,000	0
振興対策費・中学割(一律)@20000×25校	500,000	500,000	0
振興対策費・生徒割@20×70161名	1,403,220	1,403,220	0
私学財団負担金・学校割@130000×87校	11,310,000	11,310,000	0
私学財団負担金・生徒割@210×70161名	14,733,810	14,733,810	0
保護者会	2,806,460	2,806,460	0
日私学保護会費(全国)@20×70162名	1,403,240	1,403,240	0
千葉県私学保護者会費(県)@20×70161名	1,403,220	1,403,220	0
教育功労者式典費・新春懇談会費	3,480,000	3,480,000	0
学校割@40000×87校(高校62校・中学25校)	3,480,000	3,480,000	0
教職員研修会	5,500,000	5,509,000	△ 9,000
初任研参加費@35000×80名	2,800,000	2,485,000	315,000
教科別研修会参加費@9000×300名	2,700,000	3,024,000	△ 324,000
関東地区校長研修会(千葉大会)負担金	1,465,000	0	1,465,000
関東地区校長研負担金学校割15000円×62校	930,000	0	930,000
関東地区校長研参加費15000円×35名	525,000	0	525,000
関東地区校長研参加費研修のみ5000円×2名	10,000	0	10,000
補助金収入	[1,524,000]	[1,224,000]	[300,000]

科 目	予算額	前年度補正後予算額	増 減
私学教育研究所収入	(1,074,000)	(774,000)	(300,000)
初任者研修費	1,074,000	774,000	300,000
初任者研修補助金	484,000	484,000	0
教科別研修会補助金	290,000	290,000	0
関東地区校長研修会補助金	300,000	0	300,000
日本私立中学高等学校連合会収入	(300,000)	(300,000)	(0)
運営費補助金	300,000	300,000	0
私学振興大会等運営費補助金	300,000	300,000	0
日本私立小中高等学校保護者会連合会収入	(100,000)	(100,000)	(0)
運営費補助金	100,000	100,000	0
私学振興大会等運営費補助金	100,000	100,000	0
千葉県私立小中高等学校保護者会連合会収入	(50,000)	(50,000)	(0)
運営費補助金	50,000	50,000	0
私学振興大会等運営費補助金	50,000	50,000	0
雑収入	[6,052,000]	[11,052,000]	[△ 5,000,000]
雑収入・受取利息収入	(550,000)	(5,550,000)	(△ 5,000,000)
雑収入・銀行預金利子	550,000	5,550,000	△ 5,000,000
利子	200,000	200,000	0
雑収	150,000	5,150,000	△ 5,000,000
チエル販売支援金	200,000	200,000	0
他会計からの繰入額	(5,502,000)	(5,502,000)	(0)
他会計からの繰入額	5,502,000	5,502,000	0
事業活動収入計	90,393,930	93,837,930	△ 3,444,000
2. 事業活動支出			
事業経費支出	[100,130,500]	[97,665,320]	[2,465,180]
負担金使用料支出	(56,288,280)	(56,294,760)	(△ 6,480)
中高連	22,514,820	22,521,300	△ 6,480
日本私立中高連会費	22,514,820	22,521,300	△ 6,480
保護者会	2,806,460	2,806,460	0
日私学保連会費	1,403,240	1,403,240	0
千葉県私学保護者会費	1,403,220	1,403,220	0
事務室使用料	3,018,000	3,018,000	0
私学財団負担金	27,949,000	27,949,000	0
研修会費支出	(11,339,000)	(8,884,000)	(2,455,000)
理事長・校長	1,350,000	1,300,000	50,000
年1回開催研修会の補助研修・研究	1,250,000	1,200,000	50,000
地区校長会議会費	100,000	100,000	0
教職員	6,924,000	6,434,000	490,000
教職員研修委員会会議費	50,000	150,000	△ 100,000

科 目	予算額	前年度補正後予算額	増 減
初任者研修開催経費（集録含む）	3,684,000	3,394,000	290,000
教科別研修会開催経費	3,040,000	2,740,000	300,000
養護教諭研修会開催経費	150,000	150,000	0
副校長教頭	1,050,000	1,000,000	50,000
会議費	750,000	700,000	50,000
県外研修補助	300,000	300,000	0
事務長	150,000	150,000	0
関東地区校長研修会千葉大会経費	1,865,000	0	1,865,000
委員会費支出	(300,000)	(300,000)	(0)
生徒収容対策	250,000	250,000	0
生徒指導	50,000	50,000	0
研究費支出	(50,000)	(50,000)	(0)
経営対策	50,000	50,000	0
会議費	50,000	50,000	0
渉外費支出	(6,273,220)	(4,256,560)	(2,016,660)
振興対策	6,273,220	4,256,560	2,016,660
請願・陳情等の渉外経費	573,220	256,560	316,660
千葉県私学振興大会経費	5,700,000	4,000,000	1,700,000
広報費支出	(5,100,000)	(7,100,000)	(△ 2,000,000)
広報費	5,100,000	7,100,000	△ 2,000,000
参考資料	100,000	100,000	0
広報活動経費	5,000,000	7,000,000	△ 2,000,000
表彰費支出	(3,680,000)	(3,680,000)	(0)
表彰費	3,680,000	3,680,000	0
表彰式典費	2,175,000	2,175,000	0
新春懇談経費	1,305,000	1,305,000	0
協会表彰経費	200,000	200,000	0
クラブ・競技会運営費支出	(1,100,000)	(1,100,000)	(0)
補助	1,100,000	1,100,000	0
サッカー大会補助金	100,000	100,000	0
硬式テニス大会補助金	100,000	100,000	0
ソフトテニス大会補助金	100,000	100,000	0
ソフトボール大会補助金	100,000	100,000	0
卓球大会補助金	100,000	100,000	0
バレーボール大会補助金	100,000	100,000	0
剣道大会補助金	100,000	100,000	0
柔道大会補助金	100,000	100,000	0
バドミントン大会補助金	100,000	100,000	0
吹奏楽大会補助金	100,000	100,000	0

科 目	予算額	前年度補正後予算額	増 減
その他大会補助金	100,000	100,000	0
私立中学校振興対策広報費支出	9,000,000	9,000,000	0
私学フェア事業費支出	7,000,000	7,000,000	0
管理経費支出	[9,797,000]	[9,397,000]	[400,000]
会議費支出	(3,300,000)	(2,900,000)	(400,000)
会議費	2,300,000	1,900,000	400,000
総会等諸会議	1,900,000	1,900,000	0
首都圏会議千葉大会経費	400,000	0	400,000
会議旅費	1,000,000	1,000,000	0
旅費交通費支出	(1,000,000)	(1,000,000)	(0)
出張旅費	1,000,000	1,000,000	0
印刷製本費支出	(1,820,000)	(1,820,000)	(0)
印刷製本費	1,820,000	1,820,000	0
私立学校名簿印刷	80,000	80,000	0
私学要覧印刷	40,000	40,000	0
その他印刷製本費	1,700,000	1,700,000	0
図書費支出	(300,000)	(300,000)	(0)
図書費	300,000	300,000	0
その他図書費	300,000	300,000	0
通信運搬費支出	(1,210,000)	(1,210,000)	(0)
通信運搬費	1,210,000	1,210,000	0
連絡用荷物発送	800,000	800,000	0
電話料	320,000	320,000	0
振込等手数料	40,000	40,000	0
インターネット回線通信料等	50,000	50,000	0
什器備品費支出	200,000	200,000	0
消耗品費支出	150,000	150,000	0
慶弔費支出	1,000,000	1,000,000	0
雑支出	(817,000)	(817,000)	(0)
雑費	817,000	817,000	0
新公益法人会計ソフト等	72,000	72,000	0
その他雑費	185,000	185,000	0
教員希望者登録経費	560,000	560,000	0
事業活動支出計	109,927,500	107,062,320	2,865,180
事業活動収支差額	△ 19,533,570	△ 13,224,390	△ 6,309,180
Ⅱ 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
投資活動収入計	0	0	0
2. 投資活動支出			

科 目	予算額	前年度補正後予算額	増 減
投資活動支出計	0	0	0
投資活動収支差額	0	0	0
Ⅲ 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
Ⅳ 予備費支出	1,000,000	1,000,000	0
当期収支差額	△ 20,533,570	△ 14,224,390	△ 6,309,180
前期繰越収支差額	58,263,594	72,487,984	△ 14,224,390
次期繰越収支差額	37,730,024	58,263,594	△ 20,533,570

令和6年度 特別会計
高校生奨学金事業予算書(案)
(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

収入の部

科	目	和 6 年 度	前 年 度	増 減 額	備 考
大 科 目	中 科 目	予 算 額	予 算 額		
事 業 費		27,000,000	29,200,000	△ 2,200,000	
	第一種奨学金貸付事業	返 還 金 3,000,000	4,200,000	△ 1,200,000	
	第二種奨学金貸付事業	返 還 金 24,000,000	25,000,000	△ 1,000,000	
雑 収 入	そ の 他	返 還 金 0	0	0	
	受 取 利 息	銀 行 預 金 利 子 0	0	0	利息は一般会計へ振替
当 期 収 入 合 計 (A)		27,000,000	29,200,000	△ 2,200,000	
前 期 繰 越 収 支 差 額		67,263,857	148,370,057	△ 81,106,200	
収 入 合 計 (B)		94,263,857	177,570,057	△ 83,306,200	

支出の部

科	目	和 6 年 度	前 年 度	増 減 額	備 考
大 科 目	中 科 目	予 算 額	予 算 額		
国庫返還事業	国庫返還金	国・県返還金 275,000	60,000	215,000	※1
寄 附	特 定 寄 附	特 定 寄 附 0	100,000,000	△ 100,000,000	※2
事 務 経 費		10,246,200	10,246,200	0	
	事 務 費	591,000	591,000	0	
		会 議 費 0	0	0	会議費・選考委員実費弁償(理事会報告)
		旅 費 ・ 交 通 費 1,000	1,000	0	事務連絡旅費
		通 信 費 500,000	500,000	0	切手・はがき・送料・電話料・郵便局自動引落し手数料
		消 耗 品 費 20,000	20,000	0	印刷カートリッジ等
		印 刷 費 60,000	60,000	0	封筒印刷・請求書印刷用紙・コピー代等
		雑 費 10,000	10,000	0	ゴム印代・銀行残高証明発行手数料・印紙代等
	人 件 費	5,502,000	5,502,000	0	※3 中高協会一般会計へ振替
		人 件 費 4,622,000	4,622,000	0	
		法 定 福 利 費 880,000	880,000	0	
	電 算 費	1,003,200	1,003,200	0	
		電 保 守 算 料 844,800	844,800	0	奨学金システム年間保守・修繕費(消費税込) (64,000円×12ヶ月)×10%
		サ ー バ ー 保 守 料 158,400	158,400	0	奨学金管理サーバー年間保守・修繕費(消費税込) (12,000円×12ヶ月)×10%
	委 託 費	3,150,000	3,150,000	0	
		税 理 士 報 酬 150,000	150,000	0	税理士委託料・相談料(源泉所得税含む)
		弁 護 士 報 酬 2,000,000	2,000,000	0	※4 弁護士委託料・相談料(源泉所得税含む)
		サ ー ビ サ ー 委 託 1,000,000	1,000,000	0	債権回収会社への回収業務委託
当 期 支 出 合 計 (C)		10,521,200	110,306,200	△ 99,785,000	
当 期 収 支 差 額 (A-C)		16,478,800	△ 81,106,200	97,585,000	
次 期 繰 越 収 支 差 額 (B-C)		83,742,657	67,263,857	16,478,800	

※1 国庫返還事業

国庫奨学金貸付事業分(平成14年度～平成16年度実施)19,440,000円については、県学事課からの指示により、全額、国と県に返還しなければならない。この資金の返還については、毎年度二種返還金の中から国庫分を支出。

※2 公益目的支出計画に伴う特定寄附

千葉県への特定寄附は令和5年度までにすべて終了。

※3 人件費・法定福利費について

私立中学高等学校協会一般会計へ振替(私学教育振興財団会費)の一部負担金として納入する。

※4 弁護士委託料・相談料

長期返還不履行の滞納者について、民事訴訟による債権回収を実施。

一般社団法人 千葉県私立中学高等学校協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本協会は、一般社団法人千葉県私立中学高等学校協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を千葉県千葉市に置く。

(目的)

第3条 本協会は、私立学校の教育及び経営に関する調査研究並びに会員相互の研修を行ない又育英に関する事業その他私立学校の自主性と公共性を高めるための事業を行うことによって学術、文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 学校教育に関する調査研究
- (2) 学校経営に関する調査研究
- (3) 私立学校教職員の福利厚生に関する事業
- (4) 私立学校生徒の育英に関する事業
- (5) 私立学校に関する情報を広く県民に提供する事業
- (6) 私立学校教職員を対象とする研究会、講習会等の開催
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 本協会の公告は、本協会の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会員

(会員)

第6条 本協会は、学校教育法に基づき設立された千葉県下の私立高等学校・中学校・中等教育学校のうち本協会の目的に賛同し、入会したものをもちて組織する。

2 本協会の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

3 会員は、総会においてその会員のために議決権を行使する者（以下「会員代表者」という。）をあらかじめ定め、本協会に届け出るものとする。会員代表者に変更ある場合も同様とする。

(経費等の負担)

第7条 会員は、本協会の目的を達成するため、総会において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

(退会)

第8条 会員は、この法人を退会しようとするときは、別に定める退会願を提出し、任意にいつでも退会することができる。ただし、事業年度の途中において退会したときも、この法人の当該年度における費用を負担しなければならない。

2 会員が退会したときは、この法人に対する一切の権利を失うものとする。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議により当該会員を除名することができる。

- (1) 法令又は当法人の定款、規則等に対する重大な違反があった場合。
- (2) 本協会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為があった場合。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合の他、会員は、次に掲げる事由によって資格を喪失する。

- (1) 総会員の同意があったとき
- (2) 当該会員が解散したとき
- (3) 第6条に定める資格を喪失したとき

(会員名簿)

第11条 本協会は、会員の名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第3章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「法人法」という。)上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

(1)定款の変更

(2)理事及び監事の選任又は解任

(3)会員の除名

(4)事業計画及び収支予算の承認

(5)貸借対照表並びに正味財産増減計算書の承認

(6)借入金(その会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び重要な財産の処分

(7)収支予算外の新たな義務の負担、又は権利の放棄

(8)解散及び残余財産の処分

(9)役員報酬の額

(10)その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎年1回会計年度終了後3月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会の招集に当たり、会長は、総会の2週間前までに、会員に対して必要事項を記載した書面をもって通知する。

(決議の方法)

第16条 総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第17条 会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該会員又は代理人は、代理権を証明する書面を本協会に提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は、総会ごとにしなければならない。

(書面による議決権の行使)

第18条 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、法人法施行規則第8条で定める時まで当該記載をした議決権行使書面を本協会に提出して行う。

(議長)

第19条 総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故若しくは支障のあるときは、当該総会において議長を選出する。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員等

(役員を設置等)

第21条 本協会に、次の役員を置く。

理事 10名以上16名以内

監事 1名以上 3名以内

2 理事のうち、1名を会長、7名以内を副会長とする。

3 前項の会長をもって、法人上の代表理事とする。

(選任等)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務権限)

第23条 会長は、本協会を代表し、その業務を統括する。

2 副会長は会長の職務を補佐する。

3 理事は、理事会を組織し会務の執行を決定する。

4 会長は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会

に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び事務局に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、辞任又は任期の満了後において、第21条に定める定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員損害賠償責任の免除)

第27条 本協会は、法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が職務を行うにつき善意で重大な過失がない場合における損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

(顧問)

第28条 本協会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、かつてこの法人の役員であって、この法人の発展に顕著な功績のあったものの中から、理事会の推薦により総会の決議を経て、会長が委嘱する。

3 顧問は、重要な会務について理事会の諮問に応じる。

第5章 理事会

(構成)

第29条 本協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本協会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故若しくは支障のあるときは、当該理事会で議長を選出する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第34条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

ただし、会長の変更を伴う理事会の議事録は出席した理事全員の署名押印をするものとする。

(理事会規程)

第36条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める規程による。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 本協会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第38条 本協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て会員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、会員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第39条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が貸借対照表及び正味財産増減計算書及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時総会に提出し、事業報告の内容を報告し、貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認を受けなければならない。

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第40条 本協会は、剰余金の分配を行わない。

第7章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 事務局

(設置等)

第44条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第9章 附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の代表理事は会長・大羽克弘とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成25年5月30日から施行する。

一般社団法人千葉県私立中学高等学校協会 役員選任細則

第1条〔総則〕

一般社団法人千葉県私立中学高等学校協会定款に基づく役員選任の実施は、定款第21条、第22条、第25条及び第28条に定めるもののほか、この細則によって行う。

第2条〔理事・監事の選任〕

定款第22条による新理事・監事候補者は次の基準により選出される。定員は付表のとおりとする。

- (1) 各地区は新理事(うち1名を新副会長候補者とする)・新監事候補者を推薦する。
- (2) 監事は理事を兼ねることができない。
- (3) 現会長は地区から推薦された新理事・新監事候補者を速やかに総会に報告し承認を得、現理事・現監事を解任する。

第3条〔会長の推薦〕

- (1) 新会長の選任にあたっては、会長推薦委員会(以下、委員会)を設ける。
- (2) 各地区は各1名を委員会委員として選出する。
- (3) 総会を暫時休憩し、別室にて委員会を開催し会長候補者を選出する。
- (4) 委員会委員長は委員の互選をもって定める。

第4条〔会長・副会長の選任〕

- (1) 新理事会は委員会委員長の報告を受けて、新会長及び新副会長を決議し選定する。
- (2) 総会を再開し、理事会の決議を新会長が報告し承認を得る。
- (3) 会長に選出された者が理事でないときは、これを理事とする。
- (4) 会長の任期は1期2年とし、原則として3期までとする。
- (5) 副会長は地区から推薦された新副会長候補者をもって充てる。
- (6) 新会長は会務遂行上必要と認めた場合には付表による会長指名役員(副会長・理事・監事)を次の基準により指名することができる。
 - ①会長指名役員についてはあらかじめ本人の承諾を得て推薦する。
 - ②その場で指名できない場合は、理事会において報告のうえ次に開催される総会において追認手続きを行う。
- (7) 会長は理事会に諮り監事候補者に学識経験者を推薦することができる。

第5条〔顧問〕

顧問の任期は、役員退任後2年とし再委嘱を妨げない。ただし、顧問の任期の末日は当該顧問を委嘱する会長の任期満了日とする。

第6条〔改廃〕

この細則の改廃は理事会の議決を要するものとする。

附 則

この細則は、平成27年5月28日から施行する。

付表

地 区 名	推薦理事候補者 (うち1名を副会長候補者)	推薦監事候補者	会長推薦委員会委員
千 葉 ・ 市 原	2		1
山 武 ・ 君 津 ・ 安 房	2		1
船 橋 ・ 習 志 野 ・ 八 千 代	2		1
市 川 ・ 浦 安	2	1	1
東 葛 ・ 松 戸	2	1	1
印 旛 ・ 香 取 ・ 海 匝	2		1
	会長指名理事 (うち1名以内を副会長)	会長指名監事	/
会 長 指 名 役 員	2名以上4名以内	1名以内	
定 款	10名以上16名以内 (副会長は7名以内)	1名以上3名以内	

一般社団法人 千葉県私立中学高等学校協会 役員名簿

【案】

令和5・6年度役員

役職名	選出地区	氏名	学 校 名	職 名
会 長 (理事)		佐久間 勝彦	千葉経済大学附属高等学校	理事長・校長
副 会 長 (理事)	A地区	石井 航太郎	桜 林 高 等 学 校	理事長・校長
	B地区	高橋 邦夫	千葉学芸高等学校	理事長・校長
	C地区	讃岐谷 真一	船橋学園(東葉高等学校)	理 事 長
	D地区	青木 貞雄	日出学園(日出学園中学校・高等学校)	理 事 長
	E地区	川並 芳純	光英VERITAS中学校・高等学校	校 長
	F地区	西村 清	千葉黎明学園(千葉黎明高等学校)	理 事 長
	会長指名	福中 儀明	千葉明德学園(千葉明德中学校・高等学校)	理 事 長
理 事	A地区	植草 和典	植草学園大学附属高等学校	理事長・校長
	B地区	森 章	拓殖大学紅陵高等学校	校 長
	C地区	大羽 聡	千葉英和高等学校	理事長・校長
	D地区	宮崎 康	和洋国府台女子中学校・高等学校	校 長
	E地区	五味 光	専修大学松戸中学校・高等学校	校 長
	F地区	鈴木 隆英	成田高等学校・同付属中学校	校 長
	会長指名	真板 竜太郎	木更津総合高等学校	理事長・校長
監 事	D地区	鎌形 勝敏	東京学館浦安高等学校(鎌形学園)	学 園 長
	E地区	氷海 正行	日本体育大学柏高等学校	校 長
	会長指名	森島 庸吉	学識経験者(公認会計士)	監 事
顧 問	会長指名	古賀 正一	市川学園(市川中学校・高等学校)	理 事 長
	会長指名	大羽 克弘	聖書学園(千葉英和高等学校)	名誉学園長
事務局長		堤 紳一		

令和6年3月26日(火)現在

令和6年度 千葉県私立学校振興助成予算

(単位: 百万円)
一般社団法人千葉県私立中学高等学校協会: 作成

区 分	6年度 当初案①	5年度 当初②	比較 ①-②	積 算 単 価 等
1 私立学校経常費補助	33,829	34,082	▲253	
(1) 一般補助	32,144	32,619	▲475	私立学校の振興と保護者負担の軽減を図るため、学校法人の教育に要する経常的経費に対し助成
高等学校(全日制)	18,648	18,319	329	国標準単価+県単独上乗せ額(29,500円) 補助単価387,648円/人 (5年度383,527円/人から4,121円増 [1.0%増])
高等学校(通信制)	29	18	11	国標準単価と同額 補助単価81,905円/人 (5年度80,988円/人から917円増 [1.1%増])
中等教育学校	41	25	16	[後期課程] 補助単価387,648円/人(高等学校(全日制)と同額) [前期課程] 補助単価350,057円/人(中学校と同額)
中 学 校	3,831	3,756	75	国標準単価と同額 補助単価350,057円/人 (5年度346,101円/人から3,956円増 [1.1%増])
小 学 校	1,277	1,263	14	国標準単価と同額 補助単価348,446円/人 (5年度344,504円/人から3,942円増 [1.1%増])
幼 稚 園	7,943	8,908	▲965	国標準単価+県単独上乗せ額(16,100円) 補助単価215,444円/人 (5年度213,120円/人から2,324円増 [1.0%増])
専 修 学 校	375	330	45	[高等課程] 高校(全日制)の補助単価の1/2 補助単価193,824円/人 (5年度191,764円/人から2,060円増 [1.0%増]) [専門課程] 補助単価15,000円/人 (5年度15,000円/人、5年度同額計上)
(2) 授業目的公衆送信補償金制度	27	27	0	補償金に対する補助
(3) 特別補助	1,658	1,436	222	
高等学校等教育改革推進経費	130	100	30	外国人教員の採用、スクールカウンセラー等の配置、不登校対策支援チームの配置、ICT支援員の配置に要する経費に対して助成等
幼稚園「親と子の育ちの場」推進経費	466	462	4	・ 預かり保育推進事業・休業日預かり保育推進事業 366,000千円(5年度362,000千円) ※長期休業日の預かり保育補助単価に対し県単独で上乗せ 240~1,560千円/年 ・ 子育て支援活動推進事業 100,000千円
幼稚園等特別支援教育経費	617	439	178	特別支援教育への補助 補助限度784[1人以上就園]千円/人
幼稚園教員の人材確保支援事業	435	435	0	幼稚園教員の給与改善に要する経費の補助 ・ 通常のペーシング及び定期昇給の合計を超える分 補助基準額: 28年度基本給の9% 補助率: 2/3(国1/3、県1/3) ・ 通常のペーシング及び定期昇給の合計分 補助基準額: 1名につき月額2,000円 補助率: 10/10(県10/10)
専門学校職業実践専門課程運営費補助	10	0	10	「職業実践専門課程」認定校の運営に要する経費の補助 補助基準額: 1学科あたり200千円 ※1校あたり400千円上限
2 修学支援関連事業	16,587	16,012	575	
(1) 私立専門学校入学金・授業料減免事業補助	1,106	990	116	「高等教育の修学支援新制度」に対応し、県内の専門学校が授業料・入学金の減免を行った場合に、県がその経費を助成 対象者 住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯 対象者数 入学金減免: 約800人(5年度約900人) 授業料減免: 約1,600人(5年度約2,000人) 多子世帯、理工農系支援: 約1,400人 補助上限 昼間部 入学金160千円、授業料590千円 夜間部 入学金140千円、授業料390千円 非課税世帯の生徒は補助率3/3、年収300万円未満は2/3、年収380万円未満は1/3、年収600万円未満程度の子多世帯は1/4、工業専門課程、農業専門課程は人文・社会科学系との授業料差額
(2) 私立高等学校等就学支援事業 〔全額国庫補助〕	9,700	9,000	700	私立高校・専修学校(高等課程)等に通学する生徒の授業料の一定額(396,000円・118,800円/年)を助成(年収910万円以上は対象外) 対象者数38,434人(5年度36,219人) ・ 年収590万円未満程度 補助上限額396,000円 ・ 年収590万円以上~910万円未満程度 補助上限額118,800円
(3) 私立高等学校等授業料減免・入学金軽減事業補助	1,592	1,573	19	学校法人が保護者に対し、授業料や入学金の全部又は一部を免除した場合、その経費を助成 【授業料減免事業補助】 対象者数12,039人(5年度11,896人) ・ 年収640万円未満程度 全額減免 ・ 年収640~750万円未満程度 2/3減免 【入学金軽減事業補助】 対象者数1,730人(5年度1,677人) 年収350万円未満程度 補助限度額150,000円

区 分	6年度 当初案①	5年度 当初②	比較 ①-②	積 算 単 価 等
(4) 私立高等学校等奨学のための給付金事業	482	474	8	私立高等学校等に在学する生徒の保護者の教育費負担軽減を図るため、奨学のための給付金を支給 対象者数3,870人(5年度3,869人) 世帯の年収に応じて、年52,600円～152,000円(全日制) ・生活保護受給世帯 年52,600円(5年度 52,600円) ・第1子の高校生等(全日制・定時制)がいる非課税世帯 年142,600円(5年度137,600円) ・第2子以降の高校生等(全日制・定時制)がいる非課税世帯 年152,000円(5年度152,000円) ・高校生等(通信制)・専攻科がいる非課税世帯 年52,100円(5年度52,100円)
(5) 私立小中学校家計急変世帯授業料軽減事業	11	25	▲14	県内私立小中学校へ入学後に家計急変した世帯を対象とした授業料軽減を行い、児童生徒の継続的な学びを支援 対象者(以下の要件をすべて満たす者) ・当該学校への入学後に保護者の失職・倒産等により家計が急変した世帯 ・保護者の家計急変後の年収が400万円未満相当 ・保護者の資産保有額が700万円未満 ※家計急変年度以降も引き続き低所得の場合は、卒業まで支援を継続 対象者数 約30人 補助額 年間最大336,000円(月額28,000円)
(6) 子育てのための施設等利用給付費負担金	3,680	3,940	▲260	私立幼稚園等の無償化に要する経費の一部を負担 私学助成園 対象者数(保育料)約38,000人 (5年度 約43,000人) ・私学助成園 上限25,700円/月(預かり保育を含めて37,000円まで無償)
(7) 私立高等学校等学び直し支援事業	16	10	6	学び直し支援金を交付
3 その他の私学関係助成事業	2,284	2,324	▲40	
(1) 私立学校耐震化緊急促進事業	500	500	0	私立学校における校舎等の耐震化の促進を図るため、耐震化に要する経費の一部を助成 耐震化に要する経費(耐震診断・耐震改修・改築)への補助(対象:高校・中学校・小学校・幼稚園) 補助率1/2
(2) 私立幼稚園教育振興事業補助	67	66	1	学校法人立以外の幼稚園への経常費補助 9,567千円/園 対象7園
(3) 私学教育振興財団退職資金事業補助	864	844	20	退職資金事業に加入の会員(学校法人等)の負担金を軽減するため、負担金の一部を財団に補助 標準給与年額の26/1000
(4) 日本私立学校振興・共済事業団補助	477	457	20	私立学校教職員及び学校法人等の掛金負担を軽減するため、日本私立学校振興・共済事業団の長期給付事業の掛金の一部を補助 標準給与年額の8/1000
(5) 私立幼稚園特別支援教育振興事業補助	7	6	1	学校法人以外の幼稚園設置者が行う特別支援教育への補助 補助限度392[1人以上就園]千円/人
(6) 幼児教育の質の向上のための環境整備事業	43	143	▲100	幼児教育の質の向上に資する環境整備事業に対し、経費の一部を助成
(7) 私立高等学校等ICT環境整備事業	112	160	▲48	県内の私立小学校・中学校・高等学校等におけるICT教育環境の一層の充実を図るため、パソコンやタブレット端末、電子黒板等の整備に要する経費について、国に助成に新たに県独自の上乗せを実施 対象校 ICT関連費用について、国からの助成を受けている学校 補助率 補助対象経費×1/4(1人1台端末の整備に対する支援は1/12) (県の上乗せにより、国1/2、県1/4、学校1/4(1人1台端末は国2/3、県1/12、学校1/4))
(8) 私立学校LED照明導入事業費補助	110	0	110	私立小中学校・高等学校等において、高騰する電気料金負担の抑制や、二酸化炭素排出量の一層の削減を進めるため、LED照明の導入経費に対し、県独自に助成 補助率:2/3 補助上限額:10,000千円
(9) 幼児教育の質の向上のためのICT化支援事業	85	132	▲47	幼稚園における業務負担を軽減するため、幼稚園教諭等の園務改善のためのICT化支援システムの導入等に必要費用並びにICTの活用による教育の質の向上を図るために必要な費用を補助
(10) 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業	1	1	0	認定こども園等の職員の幼稚園免許取得を支援
(11) 認定こども園等の事業体制への支援	11	8	3	認定こども園等への移行における書類作成業務にかかる経費の一部や、担任教員等の業務負担の軽減等、園務の平準化に必要な経費の一部を助成
(12) 私立学校ブロック塀等安全対策事業	7	7	0	ブロック塀の撤去・改修等の1/2
(13) 在外教育施設派遣教員委託費補助	0	0	0	
合 計	52,700	52,418	282	

令和6年度私立高等学校等に対する経常費補助の計画等

【総額】

(単位:億円)

区分	令和5年度		令和6年度[案]		備考
		対前年度比		対前年度比	
国庫補助金					
計	1,020.15	0.14[0.01] 増減額(率)	1,021.84	1.69[0.2] 増減額(率)	
地方交付税	-		-		
計	-		-		
計	-		-		

【生徒等1人当たり単価】

(単位:円)

区分	令和5年度		令和6年度[案]		備考	
		対前年度比		対前年度比		
全 日 制 ・ 定 時 制 高 等 学 校	国庫補助金	57,927	517[0.9%]	58,448	521[0.9%]	
	地方交付税	296,100	3,600[1.2%]	299,700	3,600[1.2%]	
		12,800	0[0%]	12,800	0[0%]	私立高等学校授業料等支援分
	計[国の標準単価]	354,027	4,117[1.1%]	358,148	4,121[1.2%]	私立高等学校授業料等支援分を除く
	千葉県単独 上乗せ額	29,500	2,000[7.2%]	29,500	0[0%]	
千葉県額	383,527	6,117[1.6%]	387,648	4,121[1.0%]		
中 学 校	国庫補助金	50,701	452[0.9%]	51,157	456[0.9%]	
	地方交付税	295,400	3,500[1.2%]	298,900	3,500[1.2%]	
		3,000	3,000[皆増]	1,900	▲1,100[▲36.7%]	小中学校家計急変世帯支援分
	計[国の標準単価]	346,101	3,952[1.2%]	350,057	3,956[1.1%]	小中学校家計急変世帯支援分を除く
	千葉県単独 上乗せ額	0	0[0%]	0	0[0%]	
千葉県額	346,101	3,952[1.2%]	350,057	3,956[1.1%]		
小 学 校	国庫補助金	49,104	438[0.9%]	49,546	442[0.9%]	
	地方交付税	295,400	3,500[1.2%]	298,900	3,500[1.2%]	
		3,000	3,000[皆増]	1,900	▲1,100[▲36.7%]	小中学校家計急変世帯支援分
	計[国の標準単価]	344,504	3,938[1.2%]	348,446	3,942[1.1%]	小中学校家計急変世帯支援分を除く
	千葉県単独 上乗せ額	0	0[0%]	0	0[0%]	
千葉県額	344,504	3,938[1.2%]	348,446	3,942[1.1%]		

区分		令和5年度		令和6年度[案]		備考
			対前年度比		対前年度比	
幼稚園	国庫補助金	24,920	222[0.9%]	25,144	224[0.9%]	
	地方交付税	172,100	2,000[1.2%]	174,200	2,100[1.2%]	
	計[国の標準単価]	197,020	2,222[1.1%]	199,344	2,324[1.2%]	
	千葉県単独 上乗せ額	16,100	2,000[4.2%]	16,100	0[0%]	
	千葉県額	213,120	4,222[2.0%]	215,444	2,324[1.0%]	
〔広域以外の通信制〕高等学校	国庫補助金	17,498	156[0.9%]	17,655	157[0.9%]	
	地方交付税	63,490	750[1.2%]	64,250	760[1.2%]	
	計[国の標準単価]	80,988	906[1.1%]	81,905	917[1.1%]	
	千葉県単独 上乗せ額	0	0[0.0%]	0	0[0.0%]	
	千葉県額	80,988	906[1.1%]	81,905	917[1.1%]	

専修学校〔高等課程〕	国庫補助金	0	0[0%]	0	0[0%]	
	地方交付税	0	0[0%]	0	0[0%]	
	計[国の標準単価]	0	0[0%]	0	0[0%]	
	千葉県単独 上乗せ額	191,764	3059[1.6%]	193,824	2,060[1.0%]	
	千葉県額	191,764	3,059[1.6%]	193,824	2,060[1.0%]	
専修学校〔専門課程〕	国庫補助金	0	0[0%]	0	0[0%]	
	地方交付税	0	0[0%]	0	0[0%]	
	計[国の標準単価]	0	0[0%]	0	0[0%]	
	千葉県単独 上乗せ額	15,000	0[0%]	15,000	0[0%]	
	千葉県額	15,000	0[0%]	15,000	0[0%]	

240201

私立高等学校等経常費助成費等補助金等の推移

中高連
(単位:億円)

【総額】

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (案)
私学側要求			制度の堅持 拡充	国公立と同等 の財政支援	国公立と同等 の財政支援、 震災被災校支 援	国公立と同等 の財政支援、 震災被災校支 援	国公立と同等 の財政支援、 耐震改築補助 の創設	経常費・施設 設備補助の拡 充、生徒等へ の就学支援の 拡充	経常費・施設 設備補助の拡 充、生徒への 就学支援の拡 充	経常費・施設 設備補助の拡 充、中学校生 徒への就学支 援金の創設	経常費・施設 設備補助の拡 充、生徒への 就学支援の拡 充	経常費・施設 設備補助の拡 充、生徒への 就学支援の拡 充	経常費・ICT環 境整備補助の 拡充、生徒へ の就学支援の 拡充	経常費・ICT環 境整備補助の 拡充、生徒へ の就学支援の 拡充	経常費・ICT環 境整備補助の 拡充、生徒へ の就学支援の 拡充	経常費・ICT環 境整備補助の 拡充、生徒へ の就学支援の 拡充	経常費、生徒 への就学支援 等の拡充、ICT 環境整備補助 の拡充
文部科学省概算要求額	1,068.5	1,068.5	1,042.9	1,011	1,042.79	1,038.97	1,059.3	1,075.87	1,055.00	1,058.81	1,057.10	1,051.57	1,043.14	1,025.16	1,051.43	1,051.72	1,056.01
財務省原案第1次内示額	1,038.5	1,038.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
予算額	1,038.5	1,038.5	998.5	1,002.3	1,005.38	1,022.14	1,004.72	1,009.04	1,023.49	1,021.92	1,020.91	1,021.47	1,016.85	1,010.45	1,020.01	1,020.15	1,021.84
増減額(率)	0(0.0)	0(0.0)	▲40(▲3.9)	3.8(0.4)	3.08(0.3)	16.76(1.7)	▲17.42(▲1.7)	4.32(0.4)	14.45(1.4)	▲1.57(▲0.2)	▲1.01(▲0.1)	0.56(0.1)	▲4.62(▲0.5)	▲6.4(▲0.6)	9.56(0.9)	0.14(0.01)	1.69(0.2)
地方交付税措置額	5,215	5,321	5,392	5,433	5,459	5,504	5,586	5,387	5,347	5,261	5,214	5,191	5,166	5,111	-	-	-
増減額(率)	27(0.5)	126(2.4)	101(1.9)	61(1.1)	46(0.8)	65(1.2)	102(1.8)	▲199(▲3.5)	▲40(▲0.7)	▲86(▲1.6)	▲47(▲0.9)	▲23(▲0.4)	▲25(▲0.5)	▲53(▲1.0)	-	-	-
合計	6,253.5	6,379.5	6,440.5	6,505.3	6,554.38	6,636.14	6,720.72	6,526.04	6,500.49	6,412.92	6,364.91	6,342.47	6,312.85	6,253.45	-	-	-
増減額(率)	27(0.4)	126(2.0)	61(1.0)	64.8(1.0)	49.08(0.8)	81.76(1.2)	84.58(1.3)	▲194.68(▲2.9)	▲25.55(▲0.4)	▲87.57(▲1.3)	▲48.01(▲0.7)	▲22.44(▲0.4)	▲29.62(▲0.5)	▲59.4(▲0.9)	-	-	-

【生徒等1人当たりの単価】

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (案)
高等学校 (全日制・定時制課程)	52,325	52,743	52,743	52,905	52,958	53,329	53,702	54,239	54,727	54,515	55,006	55,611	56,223	56,729	57,410	57,927	58,448
中学校	45,726	45,772	45,772	46,087	46,133	46,456	46,781	47,249	47,674	47,716	48,145	48,675	49,210	49,653	50,249	50,701	51,157
小学校	44,072	44,116	44,116	44,487	44,531	44,843	45,157	45,609	46,019	46,212	46,628	47,141	47,660	48,089	48,666	49,104	49,546
幼稚園	22,408	22,587	22,587	22,619	22,642	22,800	23,005	23,235	23,444	23,453	23,688	23,949	24,212	24,478	24,698	24,920	25,144
高等学校 (広域以外の通信制課程)	9,585	9,585	9,585	9,585	9,595	9,662	9,730	9,827	9,915	10,004	10,094	17,000	17,187	17,342	17,342	17,498	17,655
高等学校 (全日制・定時制課程)	242,800	248,200	253,400	255,900	257,300	259,900	263,300	266,700	269,900	273,200	276,800	280,700	284,700	288,100	292,500	296,100	299,700
中学校	242,300	247,900	253,100	255,400	256,800	259,400	262,800	266,200	269,400	272,700	276,200	280,100	284,100	287,500	291,900	295,400	298,900
小学校	242,300	247,900	253,100	255,400	256,800	259,400	262,800	266,200	269,400	272,700	276,200	280,100	284,100	287,500	291,900	295,400	298,900
幼稚園	140,200	144,400	146,800	148,600	149,400	150,900	153,200	155,200	157,100	159,000	161,200	163,500	165,800	168,100	170,100	172,100	174,200
高等学校 (広域以外の通信制課程)	52,700	53,900	55,000	55,600	55,900	56,500	57,300	58,100	58,800	59,500	60,300	61,140	62,000	62,740	62,740	63,490	64,250
高等学校 (全日制・定時制課程)	295,125	300,943	306,143	308,805	310,258	313,229	317,002	320,939	324,627	327,715	331,806	336,311	340,923	344,829	349,910	354,027	358,148
中学校	288,026	293,672	298,872	301,487	302,933	305,856	309,581	313,449	317,074	320,416	324,345	328,775	333,310	337,153	342,149	346,101	350,057
小学校	286,372	292,016	297,216	299,887	301,331	304,243	307,957	311,809	315,419	318,912	322,828	327,241	331,760	335,589	340,566	344,504	348,446
幼稚園	162,608	166,987	169,387	171,219	172,042	173,700	176,205	178,435	180,544	182,453	184,888	187,449	190,012	192,578	194,798	197,020	199,344
高等学校 (広域以外の通信制課程)	62,285	63,485	64,585	65,185	65,495	66,162	67,030	67,927	68,715	69,504	70,394	78,140	79,187	80,082	80,082	80,988	81,905
合計	2,951,125	3,009,943	3,061,143	3,088,805	3,102,258	3,132,229	3,170,002	3,209,939	3,246,627	3,277,715	3,318,806	3,363,311	3,409,923	3,448,829	3,499,910	3,540,027	3,581,148
増減額(率)	27(0.5)	126(2.4)	101(1.9)	61(1.1)	46(0.8)	65(1.2)	102(1.8)	▲199(▲3.5)	▲40(▲0.7)	▲86(▲1.6)	▲47(▲0.9)	▲23(▲0.4)	▲25(▲0.5)	▲53(▲1.0)	-	-	-

(注1)「予算額」は「私立高等学校等経常費助成費補助金」と「私立高等学校等経常費補助金」の合計。(注2)「地方交付税措置額」の下段は令和2年度まで私立高等学校生徒授業料軽減費分)で、3年度は授業目的の公衆送信補償金補助分を含む。(注3)平成26年度以降の「予算額」及び「地方交付税措置額」は、子ども・子育て支援新制度へ移行した私立幼稚園に係る分を除外している。(注4)平成29年度以降の国庫補助金単価は加算分を含まず一般分のみである。(注5)「高等学校(全日制・定時制課程)」単価の下段は高等学校生徒授業料軽減費分)で外数。「小学校」、「中学校」単価の下段は小中学校家計急変世帯支援分)で外数。この他、授業目的公衆送信補償金補助分、幼稚園関係補助分が地方交付税措置されている。(注6)令和元年度より高等学校(広域以外の通信制課程)の国庫補助金単価は加算分を含んだ額に変更された。

令和7年度 千葉県私立高等学校 生徒募集に関する申し合わせ事項

千葉県私立中学高等学校協会
令和6年2月27日

生徒募集および入学試験については、各校ともこの申し合わせ事項を厳守し、行き過ぎた方法手段を用いて、自校や千葉県全私学の品位を傷つけぬよう慎重に配慮することとする。また、試験毎に志願してほしい生徒像や選抜方法・内容について、募集要項に詳細に明記する。

- 前期選抜試験 学校・学科の教育方針・目標・特色や特性に応じ、生徒の持っている特性・特技等に重点をおき、面接・小論文(作文)・自己表現・実技及び学校の定める検査等による選抜を行う。
- 後期選抜試験 学力検査等を実施し、選抜を行う。
- 二次選抜試験 公立高等学校入学許可候補者発表日以降実施する選抜とする。
そして下記のとおり申し合わせる。

記

- 前期選抜試験実施について
 - ア. 実施の始期――令和7年1月17日(金)以降
 - イ. 前期選抜試験実施校は、前期選抜試験にて不許可になった生徒の志望があれば、再度後期選抜試験を受験できるよう配慮されたい。
- 後期選抜試験実施について
 - ア. 実施の始期――令和7年2月15日(土)以降
- 出願期間は中学校の1月始業後の複数日を設定することが望ましい。ただし、WEB出願の場合は始期を12月17日以降とし、中学校の1月始業以降までの期間とする。
- 早期の合否決定また入学許可候補者の招集日等により、中学校最終学年の正常な教育活動を乱さぬよう十分注意すること。
- 常に公立中学校との連絡を密にして信頼関係を保ち、入試相談の際には事前選考や予約行為と誤解されないよう注意、入学生徒の人数確保については極力、募集定員の遵守に努めること。
なお、入試相談の予約受付開始は令和6年12月1日(日)の9時以降とする。
 - ア. 入試相談の始期――令和6年12月15日(日)以降
- 各私立高等学校が行う中学校対象の入試説明会は、当該校の施設を利用すること。
 - ア. 説明会の開催時期――令和6年10月1日(火)以降
- 調査書については、公立中学校の要望を容れ、公立高等学校へ提出する調査書の様式に準拠すること。
- 公立高等学校併願者で、入学手続延納を希望する者の入学金前納額は、5万円以内とする。また残額の納入については、公立高等学校の選抜結果の発表日の翌日までは猶予すること。
- 二次選抜実施校の願書締切日時については公立高等学校入学許可候補者発表日の翌日まで配慮すること。
- 入学試験問題作成にあたっては、中学校学習指導要領による進度内容を確認し、指導範囲を超えた出題をせぬよう留意すること。

11. 願書・推薦書・調査書等，出願者が提出すべき必要書類以外の資料を中学校側に要求しない。
12. 入学予定者の入学説明会については、中学校最後の授業である卒業式を避けるよう中学校との連絡を密にすること。
13. 追加合格や追認合格により、他校や他校への入学予定者に混乱を招かぬよう配慮すること。
14. 他都県への出張入試は自粛する。行う場合は、必ず他都県の入試申し合わせ事項を厳守する。
また、他都県からの出張入試は自粛されたい。行う場合は本県の申し合わせを必ず厳守する。
15. 入学試験は自校施設にて実施することを基本とする。志願者数等の状況により自校施設での実施が難しい場合は、他の公共施設等で実施することを認める。

[注]

令和6年2月27日開催「令和5年度第4回総会」において決定。



令和7年度 千葉県私立中学校・中等教育学校 生徒募集に関する申し合わせ事項

千葉県私立中学高等学校協会
令和6年2月27日

生徒募集および入学試験については、各校ともこの申し合わせ事項を厳守し、行き過ぎた方法手段を用いて、自校や千葉県全私学の品位を傷つけぬよう慎重に配慮すること。

生徒募集に関して、下記のとおり申し合わせる。

記

1. 推薦入学試験実施について
ア. 実施の始期――令和6年12月1日(日)以降
2. 一般入学試験実施について
ア. 実施の始期――令和7年1月20日(月)以降
3. 他都県への出張入試は自粛する。行う場合は、必ず他都県の入試申し合わせ事項を厳守する。
また、他都県からの出張入試は自粛されたい。行う場合は本県の申し合わせを必ず厳守する。
4. 入学試験は自校施設にて実施することを基本とする。志願者数等の状況により自校施設での実施が難しい場合は、他の公共施設等で実施することを認める。
5. 帰国子女入試についてはそのおかれている状況に配慮し、原則として令和6年12月1日(日)以降としその対象者となる帰国子女の海外滞在期間等の条件は、各校の判断とする。
6. 推薦入学試験はその私立中学校を第一志望とする者に限り、併願推薦を行うことはできない。

[注]

令和6年2月27日開催「令和5年度第4回総会」において決定。

生徒収容に係る申し合わせ事項

一般社団法人千葉県私立中学高等学校協会

2026(令和8)年度以降の期限付臨時定員等について

- 1 中学校卒業者は県全体としては減少傾向で推移するが、第3学区においては引きつづき増加するので、同学区における「期限付臨時定員増」は2031(令和13)年度入学生まで継続する。その他の学区においては、必要のある場合は単年度の定員増で対応することとする。

令和6年2月27日(火)令和5年度第4回総会、審議・決定

2018(平成30)年度以降の期限付臨時定員等について

- 1 中学校卒業者は県全体としては減少傾向で推移するが、第3学区においては引きつづき増加するので、同学区における「期限付臨時定員増」は2025(平成37)【令和7年】年度入学生まで継続する。その他の学区においては、必要のある場合は単年度の定員増で対応することとする。
- 2 中学校卒業者数が減少をたどる状況については深刻に受けとめて、今後は高等学校の新設及び恒常的定員増は認めない旨の要請を県当局並びに私立学校審議会に行う。
- 3 私立全日制高等学校は、毎年度54校中30校あまりが定員を充足できずにいる。すべての高校が定員を確保して経営の健全化が図れるように、私立高校と公立高校の適正な配置に努めるとともに、生徒収容における減少分は、公立高校の定員削減によって対処することを千葉県公私立高等学校協議会で強く主張する。
- 4 すべての学校が定員を確保して「建学の精神」にもとづく教育が遂行できるように、各高校は学則定員を遵守する。

平成29年2月21日(火)平成28年度第4回総会、審議・決定

平成30年度までの期限付臨時定員について

- ①第1、2学区においては平成30年度入学生までは高校進学者数が増大するので、平成27年度より平成30年度までの4年間の臨時定員増を希望する学校に対しては、従来の単年度毎の臨時定員の設定を取り止め、30年度入学生までの期限付臨時定員とする。
- ②第3、4学区については平成29年度入学生までは高校進学者数が増大するので、平成27年度より平成29年度までの3年間の臨時定員増を希望する学校に対しては、従来の単年度毎の臨時定員の設定を取り止め、29年度入学生までの期限付臨時定員とする。

平成26年3月26日(水)平成25年度第6回代表者会議

児童・生徒の急減期を迎え、私立学校を取り巻く環境は極めて厳しい状況になる。

この深刻な時期にあたって、協会では「公私の協調と私学の結束」を目ざし、それぞれが健全な募集対策によって生徒の確保に努めてきたが、状況は従来に増して厳しい様相を示している。

「公私協調」は公立高校に対してばかりではなく、公立中学校の理解を得ることでもある。私学がその主張を強め説得力を増大するためには、公私協の了解点や申し合わせ事項を厳正に守ることが先決である。

また、「私学の結束」とは全私学団結による意識改革の上で、相互の苦痛を分かち合うことでもあり、私学はそれぞれが単に自校のみの安泰を願う「生き残り」策に汲々とすべきではあってはならない。常に目まぐるしく変動する社会的実相を直視し、健全な経営基盤を死守すべき最も的確にして有効な方策の確立とその遂行を目ざし、全私学総意と結束のもと決意を新たに、迫り来る危急の時代に立ち向かうことを期し、つぎの学則定数削減計画を立て平成3年度より実施する。

記

1. 生徒数の急減期を迎え、今後、公私立高校ともに新設校の開設を行わない。
2. 生徒数の急減は驚異的ボトムに向けて急カーブを描く。その下降線を直視し学則定数を段階的に削減する。削減比率は学則定数の8%とし、今後5カ年以内に段階的削減を各校で実施する。なお、現在の定数200名未満の高校については私学経営の健全化の観点から削減を要しない。
3. 生徒募集に関する申し合わせ事項を遵守すること。特に学則定数の厳守は現在、将来とも不変の方針である。

平成2年10月4日(木)平成2年度「第2回校長会議」

千葉県私学フェア2024



9・16
(月・祝)

幕張メッセ「国際会議場」10時～16時

○JR京葉線／海浜幕張駅から徒歩5分 ○JR総武線／幕張本郷駅から幕張メッセ行き、または海浜幕張駅行きバスで15分

〈千葉市〉
千葉経済大学附属高等学校
千葉明徳中学校・高等学校
敬愛学園高等学校
植草学園大学附属高等学校
千葉聖心高等学校
昭和学院秀英中学校・高等学校
渋谷教育学園幕張中学校・高等学校
桜林高等学校
明聖高等学校
〈市川市〉
昭和学院中学校・高等学校
市川中学校・高等学校
和洋国府台女子中学校・高等学校
日出学園中学校・高等学校
千葉商科大学付属高等学校
国府台女子学院中学部・高等部
不二女子高等学校
〈船橋市〉
東葉高等学校
日本大学習志野高等学校
千葉日本大学第一中学校・高等学校
東京学館船橋高等学校
中山学園高等学校

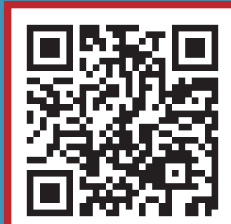
〈松戸市〉
専修大学松戸中学校・高等学校
光英VERITAS中学校・高等学校
〈習志野市〉
東邦大学付属東邦中学校・高等学校
〈八千代市〉
千葉英和高等学校
八千代松陰中学校・高等学校
秀明大学学校教師学部附属
秀明八千代中学校・高等学校
〈浦安市〉
東海大学付属浦安高等学校・同中部
東京学館浦安高等学校
〈野田市〉
西武台千葉中学校・高等学校
あすさ第一高等学校
〈柏市〉
麗澤中学校・高等学校
日本体育大学柏高等学校
芝浦工業大学柏中学校・高等学校
流通経済大学付属柏中学校・高等学校
二松学舎大学附属柏中学校・高等学校

〈我孫子市〉
我孫子二階堂高等学校
中央学院高等学校
〈成田市〉
成田高等学校・同付属中学校
〈四街道市〉
千葉敬愛高等学校
愛国学園大学附属四街道高等学校
〈八街市〉
千葉黎明高等学校
〈酒々井町〉
東京学館高等学校
〈匝瑳市〉
敬愛大学八日市場高等学校
〈銚子市〉
千葉科学大学附属高等学校
〈香取市〉
千葉明陽高等学校
〈多古町〉
わせかく高等学校
〈東金市〉
千葉学芸高等学校

〈横芝光町〉
横芝敬愛高等学校
〈茂原市〉
茂原北陵高等学校
ヒューマンキャンパスのぞみ高等学校
〈館山市〉
千葉県安房西高等学校
〈鴨川市〉
鴨川令徳高等学校
〈木更津市〉
木更津総合高等学校
拓殖大学紅陵高等学校
暁星国際中学校・高等学校
志学館中部部・高等部
〈市原市〉
東海大学付属市原望洋高等学校
市原中央高等学校
〈大多喜町〉
三育学院中等教育学校
〈君津市〉
翔凨中学校・高等学校
〈御宿町〉
中央国際高等学校

〈定員〉
第1部 1,200名
第2部 1,200名
第1部(10:00～12:30)
第2部(13:30～16:00)

◀こちらの千葉県私学フェアのHPからご予約ください。



予約は先着順

入場は第1部と第2部
とし、完全入替制

予約制のため、予約の無い方は入場することができません。

入場無料
8月1日(木)10時より
WEBにて
予約申込スタート!

主催：千葉県私立中学高等学校協会 ☎043-241-7382
後援：千葉県・千葉市・千葉県教育委員会・千葉県中学校長会・千葉日报社
協賛：声の教育社・大塚製薬(株)



千私中高第124号
令和6年3月26日

理事長・学校長 様

一般社団法人
千葉県私立中学高等学校協会
会長 佐久間 勝彦
〔公印略〕

令和6年度「代表者登録」の実施について
(通知)

謹啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、協会の業務遂行につきましてもご尽力・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、協会の定款第6条（会員）第1項におきまして「本協会は、学校教育法に基づき設立された千葉県下の私立高等学校・中学校・中等教育学校のうち本協会の目的に賛同し、入会したものをもって組織する。」とし、また第3項において「会員は、総会においてその会員のために議決権を行使する者をあらかじめ定め、本協会に届け出るものとする。会員代表者に変更ある場合も同様とする。」としております。

つきましては、高等学校・中学校各々1名の代表者を選任のうえ4月5日（金）までに別紙「代表者登録書」にご記入、捺印をいただき郵送にてご提出いただきますようお願い申し上げます。

なお、令和5年度と代表者の変更のない場合は新たに提出の必要はございません。
また、令和5年度の各学園代表者登録者は別添名簿のとおりです。

敬具

代 表 者 登 録 書

令和6年 月 日

一般社団法人
千葉県私立中学高等学校協会 会長 様

学校法人

理 事 長 ㊟

学 校 名

校 長 名 ㊟

下記のとおり令和6年度代表者として登録します。

記

代表者名 ㊟

職 名

※理事長または校長以外を代表者とする場合は、その理由を簡潔に記入して下さい。

令和5年度 代表者登録 一覧表

一般社団法人千葉県私立中学高等学校協会
令和6年3月26日：現在

No.	全日・通信の区分	高等学校名	中学校名	代表者役職名	代表者名
1	全・通	敬愛大学八日市場高等学校		校長	長谷川 茂
2	全	成田高等学校	成田高等学校附属中学校	校長	鈴木 隆英
3	全	昭和学院高等学校	昭和学院中学校	校長	大井 俊博
4	全	千葉敬愛高等学校		校長	酒 匂 一 揮
5	全	千葉経済大学附属高等学校		理事長・校長	佐久間 勝彦
6	全	市川高等学校	市川中学校	理事長・学園長	古賀 正一
7	全	東葉高等学校		理事長	讃岐谷 真一
8	全	茂原北陵高等学校		理事長・校長	永野 卓
9	全	千葉県安房西高等学校		理事長・校長	熊澤 洋介
10	全・通	鴨川令徳高等学校		副校長	飯島 泰樹
11	全	千葉黎明高等学校		理事長	西村 清
12	全	和洋国府台女子高等学校	和洋国府台女子中学校	校長	宮崎 康
13	全・通	麗澤高等学校	麗澤中学校	校長	櫻井 讓
14	全	千葉英和高等学校		理事長・校長	大羽 聡
15	全	千葉萌陽高等学校		理事長・校長	井上 圀彦
16	全	日出学園高等学校		校長	堀越 克茂
	中学		日出学園中学校	理事長	青木 貞雄
17	全	千葉明德高等学校		理事長	福中 儀明
	中学		千葉明德中学校	校長	宮下 和彦
18	全	千葉商科大学附属高等学校		校長	浅川 潤一
19	全	千葉学芸高等学校		理事長・校長	高橋 邦夫
20	全	国府台女子学院高等部	国府台女子学院中学部	理事長・校長	平田 史郎
21	全	東邦大学附属東邦高等学校	東邦大学附属東邦中学校	校長	松本 琢司
22	全	敬愛学園高等学校		校長	奥山 慎一
23	全	専修大学松戸高等学校	専修大学松戸中学校	校長	五味 光
24	全	日本体育大学柏高等学校		校長	水海 正行
25	全	日本大学習志野高等学校		校長	倉又 勇一
26	全	我孫子二階堂高等学校		校長	中島 太
27	全	千葉日本大学第一高等学校	千葉日本大学第一中学校	校長	村中 隆宏
28	全	二松学舎大学附属柏高等学校	二松学舎大学附属柏中学校	校長	七五三 和男
29	全	中央学院高等学校		校長	横田 一弘
30	全	東海大学附属市原望洋高等学校		校長	飯田 雅美
31	全	横芝敬愛高等学校		校長	白鳥 秀幸
32	全	東海大学附属浦安高等学校	東海大学附属浦安高等学校中等部	校長	茂泉 吉則
33	全	拓殖大学紅陵高等学校		校長	森 章
34	全	不二女子高等学校		理事長・校長	會田 一雄
35	全	八千代松陰高等学校	八千代松陰中学校	理事長	櫻井 丸
36	全	暁星国際高等学校	暁星国際中学校	校長	田川 清
37	全	東京学館高等学校		校長	鈴木 芳弘
38	全	植草学園大学附属高等学校		理事長・校長	植草 和典
39	全	千葉聖心高等学校		校長	三浦 勤治
40	全	愛国学園大学附属四街道高等学校		校長	北林 栄峰
41	全	芝浦工業大学柏高等学校	芝浦工業大学柏中学校	校長	中根 正義
42	全	東京学館浦安高等学校		学園長	鎌形 勝敏
43	全	志学館高等部	志学館中等部	校長	吉田 義克
44	全	渋谷教育学園幕張高等学校	渋谷教育学園幕張中学校	副校長	田村 聡明
45	全	昭和学院秀英高等学校	昭和学院秀英中学校	校長	田中 尚子

No.	全日・通信の区分	高等学校名	中学校名	代表者役職名	代表者名
46	全	市原中央高等学校		校長	日高学
47	全	光英VERITAS高等学校	光英VERITAS中学校	校長	川並芳純
48	全	秀明大学学校教師学部附属秀明八千代高等学校	秀明大学学校教師学部附属秀明八千代中学校	校長	富谷利光
49	全	流通経済大学附属柏高等学校		校長	柴田一浩
			流通経済大学附属柏中学校	校長	赤城政広
50	全	西武台千葉高等学校	西武台千葉中学校	校長	須田秀伸
51	全	東京学館船橋高等学校		校長	本田俊晴
52	全	翔凜高等学校	翔凜中学校	校長	栗原康徳
53	全	木更津総合高等学校		理事長・校長	真板竜太郎
54	全	桜林高等学校		理事長・校長	石井航太郎
55	通	明聖高等学校		理事長	難波正徳
56	通	わせがく高等学校		理事長・校長	守谷たつみ
57	通	中山学園高等学校		理事長・校長	福井誠
58	通	あずさ第一高等学校		校長	白波瀬正人
59	通	中央国際高等学校		校長	大屋雅由
60	中等	時任学園中等教育学校		理事長・校長	時任静吉
61	中等	三育学院中等教育学校		校長	尾上史郎
62	通	ヒューマンキャンパスのぞみ高等学校		校長	重栖聡司
63	通	千葉科学大学附属高等学校		校長	太田臣一

※学校数について

高等学校(全日制) 54校 (うち3校は通信制を併置)
(通信制) 7校
中学校 24校
中等教育学校 2校

地区別学校名簿並びに代表者登録名簿

一般社団法人千葉県私立中学高等学校協会

	【A地区】千葉・市原		【B地区】山武・君津・安房		【C地区】船橋・習志野・八千代		【D地区】市川・浦安		【E地区】東葛・松戸		【F地区】印旛・香取・海浜			
1	千葉経済大学附属高校	佐久間勝彦 (高)福中儀明 (中)宮下和彦	会長	千葉学芸高校	高橋邦夫	副会長	東葉高校	副会長	昭和学院中・高校	大井俊博	麗澤中・高校	成田中・高校		
2	千葉明德中・高校	植草和典	副会長 (会長指名)	横芝敬愛高校	白鳥秀幸	倉又勇一	日本大学習志野高校	古賀正一	市川中・高校	水海正行	千葉敬愛高校	酒匂一揮		
3	敬愛学園高校	奥山慎一	理事	茂原北陵高校	永野卓	村中隆宏	千葉日本大学第一中・高校	宮崎康	和洋国府台女子中・高校	顧問	愛国学園大学附属四街道高校	北林栄峰		
4	植草学園大学附属高校	植草和典	理事	千葉県安房西高校	熊澤洋介	本田俊晴	東京学館船橋高校	(高)堀越克茂 (中)青木貞雄	日出学園中・高校	副会長	流通経済大学付属柏中・高校	(高)柴田一浩 (中)赤城政広		
5	千葉聖心高校	三浦勤治	理事	鴨川令徳高校	飯島泰樹	松本琢司	東邦大学付属東邦中・高校	浅川潤一	千葉商科大学付属高校	須田秀伸	西武台千葉中・高校	千葉黎明高校		
6	昭和学院秀英中・高校	田中尚子	理事 (会長指名)	木更津総合高校	真板竜太郎	大羽聡	千葉英和高校	平田史郎	我孫子二階堂高校	中島太	千葉萌陽高校	井上園彦		
7	渋谷教育学園幕張中・高校	田村聡明	理事	拓殖大学紅陵高校	森章	櫻井丸	八千代松陰中・高校	會田一雄	中央学院高校	横田一弘	敬愛大学八日市場高校	長谷川茂		
8	桜林高校	石井航太郎	副会長	暁星国際中・高校	田川清	富谷利光	秀明大学附属秀明中・高校	茂泉吉則	二松学舎大学附属柏中・高校	七五三和男	わせがく高校	守谷たつみ		
9	明聖高校	難波正徳	理事	志学館中・高等部	吉田義克	福井誠	中山学園高校	鎌形勝敏	専修大学松戸中・高校	五味光	千葉科学大学附属高校	太田臣一		
10	東海大学付属市原望洋高校	飯田雅美	理事	翔凜中・高校	栗原康徳				光英VERITAS中・高校	川並芳純	時任学園中等教育学校	時任静吉		
11	市原中央高校	日高学	理事	中央国際高校	大屋雅由				あずさ第一高校	白波瀬正人				
12			理事	三育学院中等教育学校	尾上史郎									
13			理事	ヒューマンキャンパスのぞみ高校	重栖聡司									
備考	学校数	11	学校数	学校数	13	学校数	学校数	9	学校数	9	学校数	11	学校数	10
	役員 会長(代表理事)	1	役員	役員	2	役員	役員	2	役員	2	役員	2	役員	2
	理事	2	理事	理事	1	理事	理事	1	理事	1	理事	1	理事	2
	(会長指名)理事	1	(会長指名)理事						監事	1	監事	1	監事	
				顧問	大羽克弘	千葉英和顧問	古賀正一	市川						

学識経験者 森島庸吉 監事

定款による役員数

会長(理事)：1名→代表理事
副会長(理事)：7名以内
理事(会長・副会長を含む)：10名以上16名以内
監事：1名以上3名以内

※令和6年3月26日(火)現在

